

金融商品取引法における課徴金事例集

平成22年6月

証券取引等監視委員会事務局

はじめに

本書は、証券取引等監視委員会の勧告に基づき平成 21 年 6 月から平成 22 年 5 月までの間に課徴金納付命令が発せられ、取消しの訴えの期間が経過した、金融商品取引法違反の課徴金 38 事例（内部者取引に係るもの 24 事例、相場操縦に係るもの 5 事例、開示書類の虚偽記載に係るもの 8 事例、公開買付開始公告の実施義務違反に係るもの 1 事例）について、その概要を取りまとめたものである。こうした事例集の公表は、平成 20 年 6 月及び平成 21 年 6 月に続き、3 回目となる。

今回の事例集においては、事案の内容が理解しやすくなるよう適宜概要図を挿入するなどの工夫をしたほか、違反行為の背景や事案に見られる特徴的な事象についても可能な限り解説を加えた。また、課徴金制度が導入されて 5 年が経過し、勧告件数で通算 128 件（納付命令対象者ベース）となったことから、平成 21 年 5 月以前の事案については掲載しないこととしたが、他方、これまでの事例を通観した傾向分析を行い、掲載することとした。さらに、課徴金勧告には至らなかったものの、自発的な訂正を慫慂した開示検査案件の概要を盛り込むことや、参考として開示検査の運営方針を掲載することなどにより、内容を充実させた。

本書が、市場監視行政の透明性を高めるとともに、証券市場を巡るルールの共有の促進を通じて幅広い市場関係者の自主的な規律の向上に役立つことを期待している。

平成 22 年 6 月

証券取引等監視委員会事務局

目次

○ 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額	1
○ 課徴金制度の見直しについて	2
I. 内部者取引	
内部者取引に対する課徴金勧告案件の特色	5
個別事例（24 事例）	8
II. 相場操縦	
相場操縦に対する課徴金勧告案件の特色	63
個別事例（5 事例）	64
III. 開示書類の虚偽記載	
開示検査の結果判明した、開示書類の虚偽記載に対する課徴金勧告案件の特色	83
（参考）開示検査の運営方針について	86
個別事例（8 事例）	88
開示検査の結果行われた自発的訂正の主な案件（勧告事案を除く）	112
IV. 公開買付開始公告の実施義務違反	
個別事例（1 事例）	113

凡例

- ・ 「法」とは、証券取引法及び金融商品取引法を指す。
- ・ 「重要事実」は、法第 166 条第 2 項の重要事実及び法第 167 条第 2 項の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を含んで記載している。
- ・ 「違反行為者の取引」は、特に明示していない場合、本人名義、現物取引を指す。

○ 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
	不公正取引						開示書類の虚偽記載等	
	内部者取引		相場操縦					
件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	
17	4	1,660,000	4	1,660,000	-	-	-	-
18	14	682,480,000	11	49,150,000	-	-	3	633,330,000
19	24	106,449,997	16	39,600,000	-	-	8	66,849,997
20	29	1,980,519,997	17	59,160,000	1	7,450,000	11	1,913,909,997
21	53	766,959,998	38	49,220,000	5	6,260,000	10	711,479,998
22	4	38,900,000	1	3,030,000	2	1,210,000	1	34,660,000
合計	128	3,576,969,992	87	201,820,000	8	14,920,000	33	3,360,229,992

(注) 1. 年度とは当年4月～翌年3月をいう。ただし、22年度は5月まで。

2. 22年5月に勧告が行われ、7月に取消しの訴えの期間が経過する相場操縦事例2件(納付命令対象者ベース)を含む。

3. 「開示書類の虚偽記載等」には、公開買付開始公告の実施義務違反に関する事例1件を含む。

課徴金制度の見直しについて

平成 20 年 12 月 12 日施行の「金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 65 号）」（以下「新法」という）により、主として下記を内容とする課徴金制度の見直しが行われた。

1. 課徴金の対象範囲の拡大

新法により、課徴金の対象として追加された違反行為は下記のとおりである。

- ・ 仮装・馴合売買
- ・ 違法な安定操作取引
- ・ 有価証券届出書等発行開示書類の不提出
- ・ 有価証券報告書等継続開示書類の不提出
- ・ 公開買付開始公告の不実施
- ・ 公開買付届出書等の虚偽記載等・不提出
- ・ 大量保有報告書等の不提出
- ・ 大量保有報告書等の虚偽記載等
- ・ 特定証券情報の不提供等
- ・ 特定証券情報の虚偽等
- ・ 発行者等情報の虚偽等

* 上記のうち、平成 21 年度においては、公開買付開始公告の実施義務違反（不実施）に対して、1 件の勧告を行った。（事例 38）

2. 課徴金の金額水準の引上げ

従来より、課徴金の対象とされていた内部者取引、現実売買・見せ玉による相場操縦、開示書類の虚偽記載等について、課徴金額水準が引上げられた。

内部者取引

従 来：違反に係る売付け等（買付け等）の価額と、重要事実公表日の翌日の終値に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額

改正後：違反行為に係る売付け等（買付け等）の価額と重要事実公表後 2 週間の最安値（最高値）に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額

* 新法適用事例：3、11、17、20、21（一部）、22、23

現実売買による相場操縦

従 来：違反行為期間中の損益と、違反行為への反対売買で違反行為終了後1か月以内に行われたものによる損益の合計額

改正後：違反行為期間中の損益と、違反行為終了時までの売付け等（買付け等）の価額と違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額の合計額

* 新法適用事例：28、29

虚偽記載のある有価証券報告書等の提出

従 来：300万円又は発行者の時価総額の10万分の3のいずれか大きい方の額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1）

改正後：600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい方の額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1）

* 新法適用事例：36

（参考）

虚偽記載のある有価証券届出書による募集・売出し

従 来：募集・売出総額の100分の1（株式等は2）

改正後：募集・売出総額の100分の2.25（株式等は4.5）

風説の流布・偽計

従 来：違反行為の終了後1か月以内の売付け等（買付け等）の価額と違反行為直前の価額との差額

改正後：違反行為終了時までの売付け等（買付け等）の価額と違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額

3. 減算制度、加算制度の導入

減算制度：一定の違反行為（発行開示書類等の虚偽記載等、継続開示書類等の虚偽記載等、大量保有・変更報告書等の不提出、法人による自己株式の取得に係る内部者取引等）につき、違反者が当局の調査前に証券取引等監視委員会に対し報告を行った場合、課徴金の額を半額に減額

加算制度：過去5年以内に課徴金の対象となった者が、再度違反した場合、課徴金の額を1.5倍に加算

* 22年5月末時点において、課徴金の減額、加算が適用された事例はない。

I . 内部者取引

○ 内部者取引に対する課徴金勧告案件の特色

内部者取引行為に対する課徴金勧告の件数は、平成 17 年 4 月の制度導入以降、5 年間（平成 22 年 5 月の勧告まで）で、57 事例・87 件（納付命令対象者ベース）となった。

これまでの勧告案件から読み取ることのできる内部者取引事案の傾向は、以下のとおりとなる。なお、下記の分析は、事例を勧告時点ごとに集計したものをを用いて行ったものであり、実際に違反行為が行われた時点と勧告時点とで時間的なずれがあることに留意されたい。

① 公開買付け実施に係る情報に基づく内部者取引事案の増加

内部者取引事案として勧告した案件をその重要事実別にみると、平成 21 年度においては、公開買付けの実施に係る情報に基づくものが 13 件と、それ以前の合計 6 件を大きく上回る件数の勧告があったことが第一の特色として挙げられる。その背景としては、企業の再編手段として、公開買付けを利用しやすくなっていることもあるが、企業の公開買付けには、その検討の初期の段階から買付企業の内外にわたって関与する者が多いこと、公開買付け価格は、その検討時点の株価を上回る価格に設定されることが通常で、情報を得た者が買付けを行い、利得を得ようとするインセンティブを持ちやすいことが考えられる。

（表 1）重要事実別勧告状況

年 度	17	18	19	20	21	22	計
新株等発行	2	3	3	1	4	1	14
株式分割	0	2	0	0	0	0	2
株式交換	0	0	0	2	2	0	4
合併	0	0	2	1	0	0	3
業務提携・解消	3	0	5	8	0	0	16
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	0	9
行政処分の発生	0	0	0	0	2	0	2
決算情報	0	5	3	3	2	0	13
バスケット条項	0	0	0	0	4	0	4
子会社の重要事実	0	1	0	0	3	0	4
公開買付け	0	0	3	3	13	0	19
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	1	87

（注） 1. 年度とは当年 4 月～翌年 3 月をいう。ただし 22 年度は 5 月まで。

2. 件数は、納付命令対象者ベースで計上

（以上、（表 2）（表 3）において同じ）

3. 17 年度には、新株発行及び業務提携の両方の事実を知って行われたものが 2 件あり、それぞれに重複して計上している。また、20 年度には、業務提携の解消と公開買付けの両方の事実を知って行われたものが 1 件あり、それぞれに重複計上している。そのため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない。

4. 21年度の公開買付けには、公開買付けに準ずる行為を重要事実とするものも含んでいる。

② 第一次情報受領者による内部者取引に係る勧告件数の増加

会社関係者及び公開買付者等関係者（金商法第166条第1項又は第167条第1項が適用される者。以下「関係者」という）と第一次情報受領者（法第166条第3項又は第167条第3項が適用される者。以下「情報受領者」という）とに大きく二分してみると、平成20年度までの各年度においては、関係者に対する勧告が情報受領者に対する勧告を上回っていたが、21年度において、情報受領者に対する勧告が21件となり、関係者に対する勧告17件を上回った。情報受領者に対する勧告件数の年度別推移をみても、21年度が大きく増加していることが分かる。

内部者取引違反に対する告発・課徴金勧告件数が増加していること、また、上場会社等における情報管理等の内部管理体制の整備が進みつつあること等を背景に、会社の内部情報に触れることのできる者が自ら内部者取引を行うことに対する規律付けは、徐々に浸透しているものと思われる。その一方で、内部情報を得た者が不用意に他者（家族・親族関係にある者、友人・知人関係にある者が多い）に当該情報を漏らすケースが増えていることが窺える。

会社の重要情報に接触する機会のある者は、当該情報に基づいて株取引を行わないことはもとより、当該情報を他人に漏らさない、他人を違反行為者にさせないことに心がけることが必要である。

（表2）行為者属性（適用条項）別勧告状況

年 度	17	18	19	20	21	22	計
会社関係者(166条)	4	8	9	14	13	0	48
発行体役員(1項1号)	0	1	1	2	4	0	8
発行体社員(1項1号)	4	3	3	4	7	0	21
発行体(1項1号)	0	2	1	0	0	0	3
契約締結者等(1項4号・5号)	0	2	4	8	2	0	16
公開買付者等関係者(167条)	0	0	0	1	4	0	5
買付者役員(1項1号)	0	0	0	1	0	0	1
買付者社員(1項1号)	0	0	0	0	1	0	1
買付者との契約締結者等 (1項4号・5号)	0	0	0	0	3	0	3
第一次情報受領者	0	3	7	4	21	1	36
会社の重要事実(166条3項)	0	3	4	2	12	1	22
公開買付け事実(167条3項)	0	0	3	2	9	0	14
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	1	87

（注）平成20年度においては、違反行為者が複数の違反行為を行った結果、属性（適用条項）を重複して計上しているものが2件ある。（会社関係者中、発行体役員と契約締結者等とに

重複計上しているものが1件、第一次情報受領者中、会社の重要事実と公開買付け事実とに重複計上しているものが1件)

したがって、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない。

(表3) 情報伝達者の属性

年 度	18	19	20	21	22	計
会社重要事実の伝達(166条)	3	4	2	12	1	22
発行体役員(1項1号)	2	0	1	4	0	7
発行体社員(1項1号)	0	1	0	5	0	6
発行体の業務従事者(1項1号)	0	0	0	0	1	1
契約締結者等(1項4号・5号)	1	3	1	3	0	8
公開買付け事実の伝達(167条)	0	3	2	9	0	14
買付者役員(1項1号)	0	0	0	0	0	0
買付者社員(1項1号)	0	0	0	1	0	1
買付者の業務従事者(1項1号)	0	1	0	1	0	2
買付者との契約締結者等 (1項4号・5号)	0	2	2	7	0	11
うち 買付対象者役員・社員	0	0	2	3	0	5

(注) 平成20年度においては、同一の違反行為者について会社重要事実についての発行体役員からの伝達と、公開買付け事実の契約締結者等(買付対象者役員)からの伝達とに重複して計上している。

◎情報伝達者と第一次情報受領者との関係(主なもの)

- ・重要事実に関連した取引関係者(保有株売却交渉相手、第三者割当引受候補先、公開買付者等関係者と公開買付対象者)
- ・親子会社の役員間
- ・会社業務関係者(業務取引先、取材相手先、会社情報提供先)
- ・会社の同僚(同一の営業所勤務)
- ・友人関係(大学時代に同じ部に所属、高校時代に同じ部に所属、小学校の同級生、飲み仲間、スポーツ仲間)
- ・知人関係(会社の元同僚)
- ・家族(夫婦、親子、兄弟)

- ③ 信用調査会社社員、会社のIR担当者、監査役、税理士、信金職員など、市場において、より高いモラルを求められる者による内部者取引が少なからずあった。(事例7、10、11、20、22、23)

事例 1

上場会社 A 社の役員である違反行為者は、同社が転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことについて決定した旨の重要事実を、その職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付け及び買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の役員

2. 重要事実（適用条文）

転換社債型新株予約権付社債の発行（法第 166 条第 2 項第 1 号イ）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

前年 10 月 25 日 A 社社長により決定（本件社債の発行に係る具体的な準備に取りかかるよう A 社役員に指示）

（重要事実に係る取締役会決議は、2 月 1 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおり認定）

4. 重要事実の公表

2 月 1 日 午後 4 時頃 公表（TDnet）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者は、本件転換社債型新株予約権付社債の発行に係る業務に携わっており、前年 10 月 25 日に当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6. 違反行為者の取引

- ・ 前年 11 月 30 日から 1 月 30 日までの間に、A 社の株券合計 401 株を売付価額 9,426 万 6,000 円で売付け、また、前年 11 月 8 日から 1 月 26 日までの間に、同社の株券合計 175 株を買付価額 3,989 万円で買付け
- ・ 電話による発注
- ・ 知人名義の証券口座を利用して、A 社の株券を売付け及び買付け

7. 課徴金額

284 万円

内訳 売付け

283万円

(計算方法)

94,266,000円(売付価額)

－ 228,000円(重要事実公表後の株価) × 401株

[1万円未満切捨て]

買付け

1万円

(計算方法)

228,000円(重要事実公表後の株価) × 175株

－ 39,890,000円(買付価額)

8. 本事例の特色

重要事実を知った違反行為者が、その公表前に同銘柄の株式の売付け及び買付けを行った場合には、その売買の両方が内部者取引に該当する。

本件の違反行為者は、重要事実を知った後、公表される前に、多数回にわたって、当該株の売付け及び買付けを行っているが、この場合も売付け及び買付けの双方の取引について、公表前の実際の売買価額と公表後の株価に売買数量を乗じて得た額との差額を算定し、課徴金を課している。

事例 2

違反行為者は、上場会社 A 社が株式の発行を行うことについて決定した旨の重要事実について、A 社の役員から伝達を受け、当該重要事実の公表前に A 社株券を買付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の役員からの第一次情報受領者

2. 重要事実（適用条文）

株式の発行（第三者割当増資）（法第 166 条第 2 項第 1 号イ）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

8 月 18 日 A 社社長、専務取締役及び常務取締役により決定（株式の発行について、増資の時期、規模、方法（第三者割当）などの方針を決定し、複数の割当先候補に増資引受等を打診し増資が可能であると判断しており、この後に取締役会決議（8 月 21 日）を経て具体的な増資の準備を開始している。）

4. 重要事実の公表

12 月 21 日 午後 5 時 30 分頃 公表（T Dnet）

（8 月 18 日の実質的な決定、同月 21 日の取締役会決議から公表まで 3 か月を要しているが、具体的な割当先の選定までに日数を要したことによる。）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者は、10 月 3 日、本件増資の引受先を探していた A 社役員から、第三者割当増資の出資条件等の具体的な説明を受け、当該重要事実を知った。（法第 166 条第 3 項）

6. 違反行為者の取引

- ・ 10 月 9 日から 11 月 6 日までの間に、A 社の株券合計 30 株を買付価額 104 万 7,650 円で買付け
- ・ 電話による発注
- ・ 信用取引により A 社の株券の一部を買付け

7. 課徴金額

40万円

(計算方法) 48,300円 (重要事実公表後の株価) × 30株

－ 1,047,650円 (買付価額) [1万円未満切捨て]

事例 3

違反行為者は、上場会社 A 社が第三者割当による株式及び新株予約権の発行を行うことを決定した旨の重要事実について、A 社の役員から伝達を受け、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付け及び売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の役員からの第一次情報受領者（非上場会社役員）

2. 重要事実（適用条文）

株式の発行（第三者割当増資）（法第 166 条第 2 項第 1 号イ）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

3 月 24 日まで A 社社長により決定（同日までに、本件増資方針（増資の時期・規模・方法）が決定され、さらに割当先からの内諾を受けており、増資の具体的実現性のある段階に至った）

（重要事実に係る取締役会決議は、4 月 28 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおり認定）

4. 重要事実の公表

4 月 28 日 午後 7 時 30 分頃 公表（TDnet）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者は、A 社役員から第三者割当増資による新株式及び新株予約権の発行に関する説明を受け、重要事実を知った。（法第 166 条第 3 項）

6. 違反行為者の取引

- ・ 4 月 27 日に A 社の株券合計 6 万 4,300 株を買付価額 205 万 3,300 円で買付け、また、同月 28 日に A 社の株券合計 6 万 4,300 株を売付価額 227 万 6,300 円で売付け
- ・ インターネットによる発注

7. 課徴金額（新法の適用）

98 万円

内訳 買付け

51万円

(計算方法)

40円(重要事実公表後2週間における最も高い株価) × 64,300株
−2,053,300円(買付価額) [1万円未満切捨て]

売付け

47万円

(計算方法)

2,276,300円(売付価額)
−28円(重要事実公表後2週間における最も低い株価) × 64,300株
[1万円未満切捨て]

8. 本事例の特色

本件のように、重要事実を知りながら買付けを行い、その後、当該重要事実の公表前に売付け(反対売買)を行った場合には、その売買の両方が内部者取引に該当する。この売買について、公表後の株価(本件は、20年改正後の金商法が適用となるため、公表後2週間における株価の最高値又は最安値が適用される)に基づき、課徴金の算定を行うこととなるが、公表後の株価の値動き(ボラティリティ)が大きかったこともあり、買付け、売付けの両方の行為が課徴金の対象となったものである。(事例1参照)

事例 4

違反行為者は、A社の実質的経営者から、同社が第三者割当による新株発行を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受け、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

A社の実質的経営者からの第一次情報受領者（会社役員）

2. 重要事実（適用条文）

株式の発行（第三者割当増資）（法第166条第2項第1号イ）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

5月28日 A社の実質的経営者により決定（同日の時点で、第三者割当増資実施についての実施時期、規模及び割当先等の主要事項が具体的に決定されたものと認められる）

（重要事実に係る取締役会決議は、9月1日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおり認定）

4. 重要事実の公表

9月1日 午後2時19分頃 公表（TDnet）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者は、8月19日、A社の実質的経営者からA社株券の第三者割当による新株式の発行が実施される旨の伝達を受け、当該重要事実を知った。（法第166条第3項）

6. 違反行為者の取引

- ・ 8月20日から8月29日までの間に、A社の株券合計175,000株を買付価額1,551万7,000円で買付け
- ・ インターネットによる発注
- ・ 信用取引により買付け

7. 課徴金額

303万円

(計算方式)

106 円 (重要事実公表後の株価) × 175,000 株

−15,517,000 円 (買付価額)

[1万円未満切捨て]

8. 本事例の特色

本件の情報伝達者のように、A社の役職員ではないが、同社の株式について同人及び同人が支配している者を含めて相当程度の保有割合を有し、加えて同社の財務・資本政策や役員人事等について実質的に判断・決定を行うことができる立場にある者は、内部者取引規制の対象となりうる。

事例5

上場会社A社と株式交換契約の締結の交渉を行っていた上場会社B社の社員である違反行為者は、A社がB社との間で株式交換を行うことについて決定した旨の重要事実を、その職務に関し知り、当該重要事実の公表前にA社株券を買付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

A社との契約締結先であるB社の社員（非役員、商品企画等の業務に従事）

2. 重要事実（適用条文）

株式交換（法第166条第2項第1号チ）

（A社がB社との株式交換により、B社の完全子会社となること）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

4月6日 A社社長ほかA社取締役で構成するプロジェクトチームにおいて決定

（重要事実に係る取締役会決議は、6月11日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおり認定）

4. 重要事実の公表

6月11日 午後3時頃 公表（TDnet）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者は、6月11日、A社と株式交換契約の締結の交渉を行っていたB社社員から株式交換の概要の説明を受け、重要事実を知った。（法第166条第1項第5号）

6. 違反行為者の取引

- ・ 6月11日午後3時までにA社の株券合計2,000株を買付価額221万3,000円で買付け
- ・ インターネットによる発注
- ・ 配偶者名義の証券口座を利用して、信用取引によりA社の株券を買付け

7. 課徴金額

39万円

（計算方法）1,306円（重要事実公表後の株価）× 2,000株

－ 2,213,000円（買付価額） [1万円未満切捨て]

事例6

違反行為者は、上場会社A社が上場会社B社との間で株式交換を行うことについて決定した旨の重要事実について、A社の社員（違反行為者の配偶者）から伝達を受け、当該重要事実の公表前にA社株券を買付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社の社員（非役員、製品販売の企画等の業務に従事、違反行為者の配偶者）からの第一次情報受領者

2. 重要事実（適用条文）

株式交換（法第166条第2項第1号チ）

（A社が、B社との株式交換によりB社の完全子会社となること）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

4月6日 A社社長ほかA社取締役で構成するプロジェクトチームにおいて決定（重要事実に係る取締役会決議は、6月11日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおり認定）

4. 重要事実の公表

6月11日 午後3時頃 公表（TDnet）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者は、A社社員（違反行為者の配偶者）が職務に関し知った株式交換に関する事実を日常会話の中で聞き、重要事実を知った。（法第166条第3項）

6. 違反行為者の取引

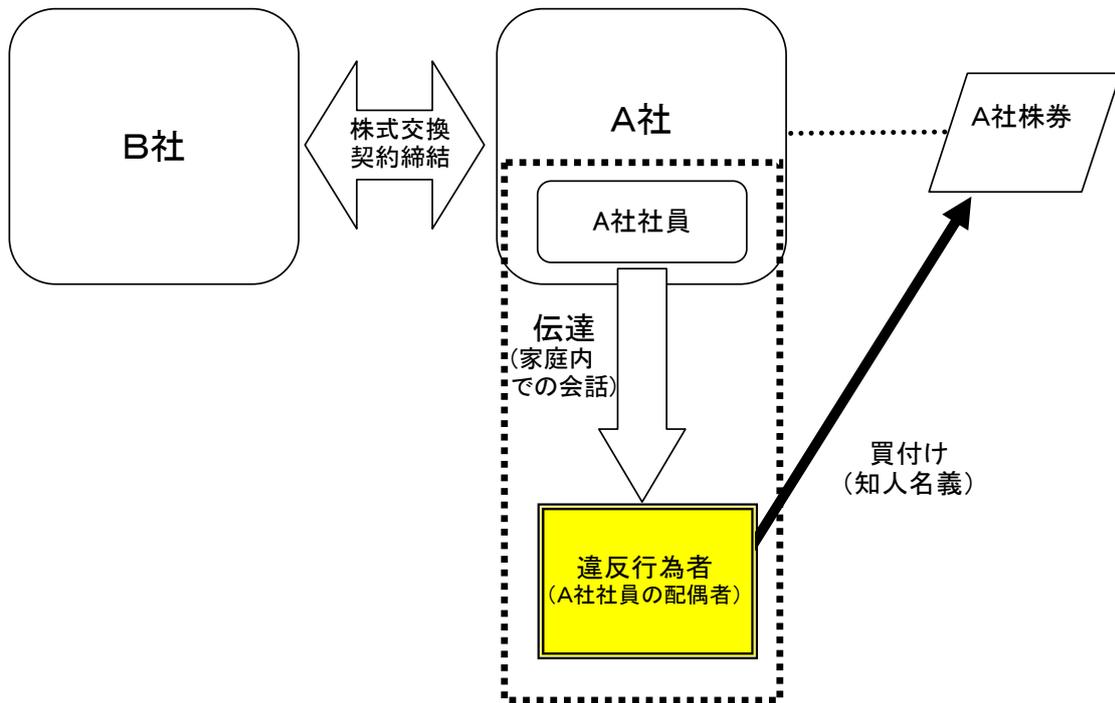
- ・ 6月8日にA社の株券2,000株を買付価額222万円で買付け
- ・ 電話による発注
- ・ 知人名義の証券口座を利用して、A社の株券を買付け

7. 課徴金額

39万円

（計算方法）1,306円（重要事実公表後の株価）× 2,000株

－ 2,220,000円（買付価額） [1万円未満切捨て]



事例 7

上場会社 A 社が会社更生手続開始の申立てを行うことについて決定した旨の重要事実について、A 社社員である違反行為者 3 名は、それぞれが上記重要事実を、その職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

違反行為者④及び⑤は、それぞれ異なる A 社の社員（それぞれの違反行為者の親族）から、その職務に関して知った上記重要事実の伝達を受け、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

違反行為者⑥及び⑦は、A 社との契約締結先の役職員から、上記重要事実の伝達を受け、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

違反行為者① A 社の社員（非役員、業務全般の相談等の職務に従事）

違反行為者② A 社の社員（非役員、工事現場の責任者の業務に従事）

違反行為者③ A 社の社員（非役員、工事現場の作業に従事）

①、②及び③の間に共犯関係なし

違反行為者④ A 社の社員（①～③の者とは異なる）からの第一次情報受領者
（伝達者の家族）

違反行為者⑤ A 社の社員（①～③の者とは異なる）からの第一次情報受領者
（伝達者の配偶者）

違反行為者⑥ A 社の契約締結先社員からの第一次情報受領者
（なお、違反行為者⑥は信用調査会社社員である）

違反行為者⑦ A 社の契約締結先役員からの第一次情報受領者

2. 重要事実（適用条文）

会社更生手続開始の申立て（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、施行令第 28 条第 8 号）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

11 月 20 日 社長及び部長 2 名の計 3 名で決定

（重要事実に係る取締役会決議は、11 月 26 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおり認定）

4. 重要事実の公表

11 月 26 日 午後 5 時 30 分頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者①は、11月26日、同僚から、会社更生手続開始の申立てを行うことを決定した旨の事実が記載されたメール（以下「本件メール」という。）の写しを見せられ、重要事実を知った。（法第166条第1項第1号）

違反行為者②は、11月26日、同僚から、本件メールを印刷したものを見せられ、重要事実を知った。（法第166条第1項第1号）

違反行為者③は、11月26日、同僚から、本件メールの内容を聞き、重要事実を知った。（法第166条第1項第1号）

違反行為者④は、11月25日、A社に勤める親族から、同人が職務に関し知った本件メールの内容の伝達を受け、重要事実を知った。（法第166条第3項）

違反行為者⑤は、11月25日、A社に勤める配偶者から、同人が職務に関し知った本件メールの内容の伝達を受け、重要事実を知った。（法第166条第3項）

違反行為者⑥は、11月26日、A社とのリース契約の契約締結先（非上場）の従業員から重要事実の伝達を受けた違反行為者⑥の勤務先の社員と電話で話をする中で、重要事実を知った。（法第166条第3項）

違反行為者⑦は、11月25日、A社との工事請負契約の契約締結先（非上場）の役員と電話で話をする中で、重要事実を知った。（法第166条第3項）

6. 違反行為者の取引

違反行為者① ・ 11月26日、A社の株券合計12,000株を売付価額131万9,400円で売付け

・ 電話による発注

違反行為者② ・ 11月26日、A社の株券合計2,000株を売付価額24万2,700円で売付け

・ 電話による発注

違反行為者③ ・ 11月26日、A社の株券1,200株を売付価額15万円で売付け

・ インターネットによる発注

違反行為者④ ・ 11月26日、A社の株券6,300株を売付価額78万7,500円で売付け

- ・ 電話による発注
- 違反行為者⑤
 - ・ 11月26日、A社の株券4,400株を売付価額55万円で売付け
 - ・ インターネットによる発注
- 違反行為者⑥
 - ・ 11月26日、A社の株券合計30,000株を売付価額326万8,800円で売付け
 - ・ インターネットによる発注
 - ・ 信用取引によりA社の株券を売付け
- 違反行為者⑦
 - ・ 11月26日、A社の株券合計25,000株を売付価額307万1,200円で売付け
 - ・ インターネットによる発注
 - ・ 信用取引によりA社の株券を売付け

7. 課徴金額

違反行為者① 61万円

(計算方法) 1,319,400円(売付価額)

－ 59円(重要事実公表後の株価) × 12,000株 [1万円未満切捨て]

違反行為者② 12万円

(計算方法) 242,700円(売付価額)

－ 59円(重要事実公表後の株価) × 2,000株 [1万円未満切捨て]

違反行為者③ 7万円

(計算方法) 150,000円(売付価額)

－ 59円(重要事実公表後の株価) × 1,200株 [1万円未満切捨て]

違反行為者④ 41万円

(計算方法) 787,500円(売付価額)

－ 59円(重要事実公表後の株価) × 6,300株 [1万円未満切捨て]

違反行為者⑤ 29万円

(計算方法) 550,000円(売付価額)

－ 59円(重要事実公表後の株価) × 4,400株 [1万円未満切捨て]

違反行為者⑥ 149万円

(計算方法) 3,268,800円(売付価額)

－ 59円(重要事実公表後の株価) × 30,000株 [1万円未満切捨て]

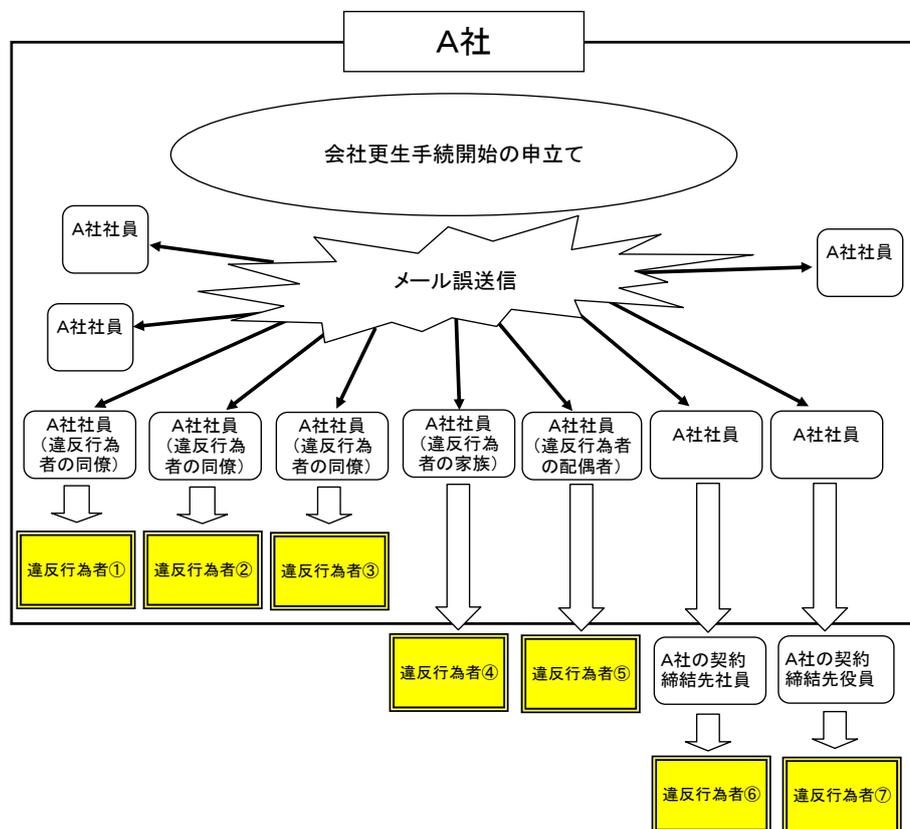
違反行為者⑦ 159万円

(計算方法) 3,071,200円 (売付価額)

-59円 (重要事実公表後の株価) × 25,000株 [1万円未満切捨て]

8. 本事例の特色

- (1) 本件は、A社の担当者が会社更生手続開始の申立て後の留意点を各現場に速やかに連絡するためのメールを準備していたところ、当該メールを誤って送信したことにより、会社内外の関係者に重要事実が漏洩したものである。会社更生という、会社にとって極めて大きなイベントの発生時においては、社内において少なからず混乱が生ずるものと考えられるが、企業の情報管理における些細なミスが、多数の者の法令違反行為を惹起することにもなることから、当該情報管理・提供のあり方には、会社担当者は十分な注意が必要である。
- (2) 本件は、違反行為者の中に信用調査や企業情報の提供を主な事業内容とする会社（いわゆる信用調査会社）の社員がおり、信用取引により売付けを行っている。信用調査会社においては、その取り扱う情報の重要性に鑑み、もう一度、情報の管理・取扱体制の厳格化に努めていただきたい。



事例 8

上場会社 A 社の社員である違反行為者は、A 社が会社更生手続開始の申立てを行うことについて決定した旨の重要事実を、その職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の社員（非役員、同社及びその関係会社の業務全般の相談等の職務に従事）

2. 重要事実（適用条文）

会社更生手続開始の申立て（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、施行令第 28 条第 8 号）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

10 月 25 日まで A 社社長により決定（同日までに弁護士との間で、会社更生手続開始の申立てに向けた資料の提出を行っている。）

（重要事実に係る取締役会決議は、10 月 30 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおり認定）

4. 重要事実の公表

10 月 30 日 午後 6 時 2 分頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者は、10 月 27 日、A 社の子会社の役員から、その職務に関し、当該重要事実の伝達を受けた。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6. 違反行為者の取引

- ・ 10 月 28 日から同月 30 日午前中までの間に、A 社の株券合計 5 万 1,000 株を売付価額 246 万 7,000 円で売付け
- ・ 窓口における発注

7. 課徴金額

190 万円

（計算方法）2,467,000 円（売付価額）

－ 11 円（重要事実公表後の株価）× 51,000 株 [1 万円未満切捨て]

8. 本事例の特色

上場会社が会社更正手続開始の申立てを行えば、証券取引所が規定する上場廃止基準に抵触して上場廃止となり、その場合、その株券の価値は著しく下落することは確実である。したがって、当該重要事実を知らずながら売付けを行う行為が法令違反に該当することは言うまでもないことであり、上場会社の役職員においては、こうしたことのないよう、情報の管理・取扱い体制の厳格化に努めて頂きたい。

事例 9

違反行為者①は、上場会社 A 社が、業務停止命令（行政処分）を受ける旨の重要事実が発生したことについて、A 社の社員から伝達を受け、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

違反行為者②は、A 社との業務委託契約の締結先である B 社の社員から、伝達を受け、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

違反行為者① A 社社員（非役員、企画・立案業務に従事、違反行為者①の配偶者）からの第一次情報受領者

違反行為者② A 社の契約締結先である B 社社員（違反行為者②の配偶者）からの第一次情報受領者

2. 重要事実（適用条文）

特定商取引に関する法律に基づく業務停止命令（行政処分）を受けること（法第 166 条第 2 項第 2 号二、施行令第 28 条の 2 第 3 号）

3. 重要事実の発生時期

6 月 23 日 同日より前に法令を所管する行政庁から行政処分を受ける旨の通知を受け、弁明の機会を付与されていたが、その期限である 6 月 23 日までに弁明を行わなかったことから、行政処分を受けることが確定した。

4. 重要事実の公表

7 月 9 日 午後 2 時 30 分頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者①は、7 月 1 日、A 社社員が職務上知った業務停止命令を受ける旨の事実の伝達を受け、当該重要事実を知った。（法第 166 条第 3 号）

違反行為者②は、7 月 8 日、A 社の契約締結先である B 社の社員から、同人がその契約の履行に関して知った A 社が業務停止命令を受ける旨の事実の伝達を受け、当該重要事実を知った。（法第 166 条第 3 号）

6. 違反行為者の取引

- 違反行為者① ・ 7月4日に、A社の株券合計1,750株を売付価額129万5,450円で売付け
- ・ インターネットによる発注
- 違反行為者② ・ 7月9日午後2時30分より前に、A社の株券合計2,000株を売付価額145万1,000円で売付け
- ・ インターネットによる発注
 - ・ 信用取引によりA社株券の一部を売付け

7. 課徴金額

違反行為者① 40万円

(計算方法) 1,295,450円(売付価額)

－ 509円(重要事実公表後の株価) × 1,750株 [1万円未満切捨て]

違反行為者② 43万円

(計算方法) 1,451,000円(売付価額)

－ 509円(重要事実公表後の株価) × 2,000株 [1万円未満切捨て]

8. 本事例の特色

本件は、行政処分が行われることを発生事実として内部者取引を認定した事例である。

本件においては、行政庁の処分が確定されればその時点で投資者の投資判断に影響を及ぼすことなどから、行政処分が行われることが確定した時点をもって、本件重要事実の発生時点と認定したものである。

事例 10

上場会社A社の社員である違反行為者は、同社が業績予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実を、その職務に関して知り、当該重要事実の公表前にA社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社社員（非役員）

IR業務に従事しており、会社の決算情報に直接触れることのできる社員であった。

2. 重要事実（適用条文）

業績予想値の下方修正（法第166条第2項第3号）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

10月11日 A社社長により決定

4. 重要事実の公表

10月31日 午後6時頃 公表（TDnet）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者は、10月11日に、社長に対して業績予想値の大幅な下方修正が必要で、公表も必要となる旨の報告が行われ社長の了承を得た会議に出席したことにより、当該重要事実を知った。（法第166条第1項第1号）

6. 違反行為者の取引

- ・ 10月12日及び同月17日に、A社の株券合計1,800株を売付価額208万5,000円で売付け
- ・ インターネットによる発注
- ・ 本人及び配偶者名義の証券口座を利用して、A社の株券を売付け

7. 課徴金額

29万円

（計算方法）2,085,000円（売付価額）

－996円（重要事実公表後の株価） × 1,800株 [1万円未満切捨て]

事例 1 1

上場会社 A 社の監査役である違反行為者は、A 社が経常利益の予想値の上方修正を行うことについて決定した旨の重要事実を、その職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の監査役

2. 重要事実（適用条文）

業績予想値の上方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

2 月 26 日 A 社社長により決定（同日の取締役会で、業績予想を上方修正する必要性を認識した後、新たな予想値を了承した。）

（重要事実に係る取締役会決議は、3 月 12 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおり認定）

4. 重要事実の公表

3 月 12 日 午後 4 時 30 分頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者は、3 月 5 日、監査業務に係る打合せの中で、A 社財務経理の担当者から伝達を受けた。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6. 違反行為者の取引

- ・ 3 月 9 日及び同月 10 日に、A 社の株券合計 150 株を買付価額 42 万 1,255 円で買付け
- ・ 電話による発注
- ・ 知人名義の証券口座を利用して、A 社の株券を買付け

7. 課徴金額（新法の適用）

15 万円

（計算方法） 3,820 円（重要事実公表後の 2 週間における最も高い価格）× 150 株
－ 421,255 円（買付価額） [1 万円未満切捨て]

8. 本事例の特色

業績予想値の修正を重要事実とする内部者取引事案においては、投資者の投資判断に及ぼす影響が重大と認められるだけの大幅な業績予想の修正を行うことについて決定していれば、最終的な修正数値までは確定していなくても重要事実となり、当該事実を知って、当社株の売買を行った者は、法令違反となる。

事例 1 2

違反行為者は、上場会社 A 社の過年度の決算数値に過誤があることが発覚した旨の重要事実（A 社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものとして、法第 166 条第 2 項第 4 号のいわゆるバスケット条項に該当する事実）について、A 社社員（違反行為者の親族）から伝達を受け、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の社員（違反行為者の親族）からの第一次情報受領者

2. 重要事実（適用条文）

過年度の決算数値に過誤があることが発覚したこと（法第 166 条第 2 項第 4 号）

3. 重要事実の発生時期

9 月 28 日 A 社役員らが、過年度の決算に多額の過誤があることを認識し、過年度決算の訂正が必要であることを A 社社長らに報告し発覚。

4. 重要事実の公表

10 月 15 日 午後 3 時 50 分 公表（TDnet）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

A 社社員は、9 月 29 日頃、A 社役員から過年度決算の訂正に係る一部の作業について指示を受けたことで重要事実を知り、その後 10 月 2 日、違反行為者に当該重要事実を伝達した。（法第 166 条第 3 項）

6. 違反行為者の取引

- ・ 10 月 6 日、A 社の株券 9,700 株を売付価額 1,135 万 8,700 円で売付け
- ・ 電話による発注

7. 課徴金額

258 万円

（計算方法）11,358,700 円（売付価額）

－ 905 円（重要事実公表後の株価）× 9,700 株 [1 万円未満切捨て]

8. 本事例の特色

- (1) 本件の過年度決算に過誤があった事実の発覚について、法第 166 条第 2 項第 4 号（いわゆるバスケット条項）を適用したものである。

過年度決算に過誤があることが発覚した場合、その内容が重大なものであれば、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実該当し、かつ、当該事実は投資者の投資判断に影響を及ぼすものと認められた場合、内部者取引の禁止に該当する重要事実となる。

本件においては、過年度決算の過誤が複数年にわたっており、かつ、訂正額が大規模で上場廃止のおそれや信用低下を招くおそれがあったこと、利益水増し等の意図による会計処理ではないかとの疑念がもたれるなど、悪質なものであり、今後の業務展開に重大な支障を及ぼしかねないと判断されたことがポイントである。（その他、当該事実の公表により、取引所において監理銘柄（審査中）に指定されたこと、公表日翌日から当該銘柄の株価が 4 日連続でストップ安になっていること等の事実も存在している。）

- (2) 本件の情報伝達者は、違反行為者の親族であり、身内の者ということで、安易に企業の内部情報が伝達されていたことが窺われる。このように自らは違反行為を行わなくても、重要事実を身内の者に安易に伝達し、結果として違反行為を行わせていることから、自らが行為を行ったのと同程度に非難されるべき事例である。

事例 13

上場会社 A 社の社員である違反行為者らは、A 社において複数年度に亘る不適切な会計処理が判明した旨の重要事実（A 社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものとして、法第 166 条第 2 項第 4 号のいわゆるバスケット条項に該当する事実）を、その職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

違反行為者① 上場会社 A 社の社員（非役員、営業関係の職務に従事）

違反行為者② 上場会社 A 社の社員（非役員、営業関係の職務に従事）

2. 重要事実（適用条文）

複数年度に亘る不適切な会計処理が判明したこと（法第 166 条第 2 項第 4 号）

3. 重要事実の発生時期

5 月 15 日まで

4. 重要事実の公表

5 月 27 日 午前 2 時 50 分頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者①は、5 月 14 日頃、監査法人の監査で不適切な会計処理が判明した旨を、A 社社員から聞いて、重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

違反行為者②は、5 月 14 日頃、監査法人の監査で不適切な会計処理が判明した旨を、A 社社員（①の者と同じ）から聞いて、重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

なお、違反行為者①及び②が重要事実を聞いたタイミングは異なっている。

6. 違反行為者の取引

- 違反行為者①
- ・ 5 月 16 日に、A 社の株券合計 2,000 株を売付価額 60 万 4,200 円で売付け
 - ・ 電話による発注

- 違反行為者②
- ・ 5月16日に、A社の株券合計500株を売付価額15万1,700円で売付け
 - ・ 電話による発注

7. 課徴金額

違反行為者 31万円
(計算方法) 604,200円(売付価額)
－ 143円(重要事実公表後の株価) × 2,000株
[1万円未満切捨て]

違反行為者② 8万円
(計算方法) 151,700円(売付価額)
－ 143円(重要事実公表後の株価) × 500株
[1万円未満切捨て]

8. 本事例の特色

本件においては、複数年度に亘る不適切な会計処理が判明した旨の事実について、事例12と同様に、不適切な会計処理の内容が重大かつ悪質なものであり、上場廃止のおそれや、信用低下につながるものであったことから、「当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実」で「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」であったと認め、いわゆるバスケット条項を適用したものである。

事例 14

上場会社A社の役員である違反行為者①は、A社の子会社B社がA社の孫会社の異動を伴う株式の譲渡を行うことを決定した旨の重要事実を、その職務に関し知り、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

法人X社及びY社（違反行為者②及び③）は、違反行為者①から、上記重要事実の伝達を受け、X社及びY社それぞれの計算において当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

違反行為者① 上場会社A社の役員

違反行為者② 法人X（違反行為者①からの第一次情報受領者）（A社の筆頭株主）

違反行為者③ 法人Y（違反行為者①からの第一次情報受領者）

（X社の子会社Z社の100%子会社）

なお、違反行為者①は、法人X社及びY社の役員も務めている。

2. 重要事実（適用条文）

孫会社の異動を伴う株式の譲渡（法第166条第2項第5号チ、施行令29条第2号）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

9月24日まで B社の役員3名（うち複数名はA社の役員を兼ねる）で決定（B社の子会社の売却予定先と具体的な価格交渉を行うための準備に着手）

（重要事実に係る取締役会決議は、10月29日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおり認定）

4. 重要事実の公表

10月29日 午後4時頃 公表（TDnet）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

A社の役員（違反行為者①）は、本件の株式譲渡に関与する中で、9月24日までに、職務上重要事実を知った。（法第166条第1項第1号）

X社及びY社は、違反行為者①が重要事実を知った際に、形式的に違反行為者①から伝達を受けたものと認定したものである。

6. 違反行為者の取引

- 違反行為者① ・ 10月10日から同月16日までの間、A社の株券合計32,900株を買付価額162万3,500円で買付け
- ・ 電話による発注
- X社 ・ 10月23日から同月29日までの間、A社の株券合計21,300株を買付価額134万5,500円で買付け
- ・ 電話による発注
- Y社 ・ 10月7日から同月9日までの間、A社の株券合計28,000株を買付価額137万1,400円で買付け
- ・ 電話による発注

7. 課徴金額

違反行為者① 90万円

(計算方法) 77円(重要事実公表後の株価) × 32,900株
-1,623,500円(買付価額) [1万円未満切捨て]

X社 29万円

(計算方法) 77円(重要事実公表後の株価) × 21,300株
-1,345,500円(買付価額) [1万円未満切捨て]

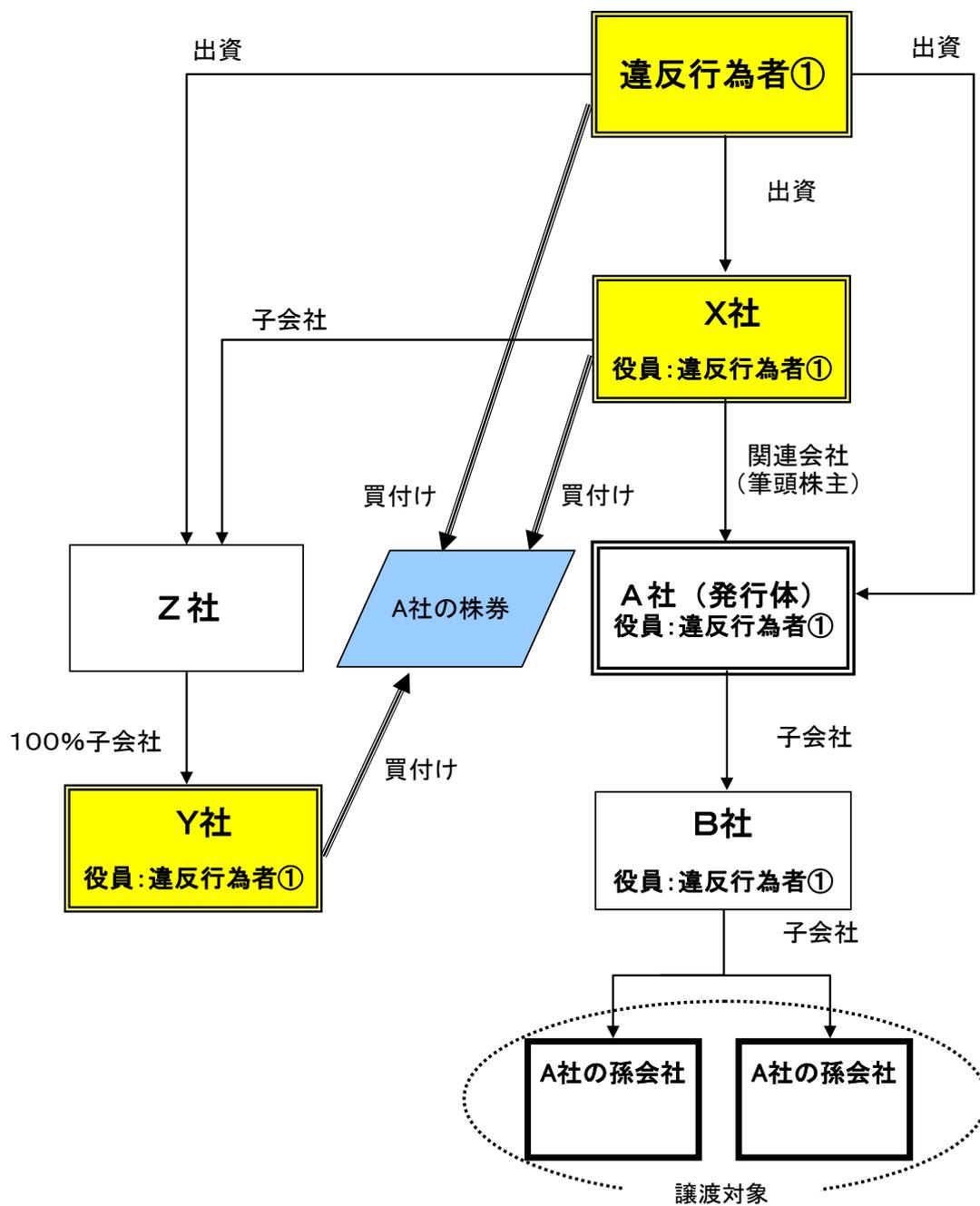
Y社 78万円

(計算方法) 77円(重要事実公表後の株価) × 28,000株
-1,371,400円(買付価額) [1万円未満切捨て]

8. 本事例の特色

- (1) 本件は、違反行為者①が、X社及びY社の両社名義によるA社株の買付けの判断を、実質的に1人で決定することができる立場にある者で、自己(個人)の計算においてA社株の内部者取引を行うとともに、法人X社及びY社の計算(両社名義の証券口座)においても、A社株の内部者取引を行っていたことから、違反行為者①に加えて、法人X社及びY社に対しても課徴金納付命令を行ったものである。
- (2) また、本件は、法人が第一次情報受領者となり得ることを示した事例でもある。本件において、法人を第一次情報受領者と認定したのは、違反行為者①がX社及びY社の意思決定を行うことができる立場にあったことがポイントであり、違反行為者①がA社の役員として職務上当該重要事実を知った際に、法人としてのX社及

びY社に情報の伝達がなされたものとした。



事例 15

違反行為者①は、今回公開買付けの対象となった証券会社Bの社員であるが、公開買付け者A社がB社の株券の公開買付けを行うことを決定した旨の事実（2件の公開買付けに関する事実）を職務に関して知り、当該事実の公表前にB社株券を買い付けたものである。

また、違反行為者②は、違反行為者①から2件のうち1件の公開買付け事実の伝達を受け、当該事実の公表までにB社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

違反行為者① 証券会社（公開買付対象者B社）の社員（非役員）

売買管理等業務に従事（本件の公開買付け業務とは無関係）

違反行為者② 違反行為者①からの第一次情報受領者（違反行為者①の友人）

2. 重要事実（適用条文）

公開買付けの実施（法第167条第2項）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

【公開買付け事実①】 前年12月4日 11月30日のA社関係役員検討会において出席役員が了承した後、検討会を欠席したA社の代表者の了解を得た。

（公開買付け事実①に係る取締役会決議は、3月5日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおり認定）

【公開買付け事実②】 9月26日 A社関係役員検討会で決定

（公開買付け事実②に係る取締役会決議は、11月14日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおり認定）

4. 重要事実の公表

【公開買付け事実①】 3月6日 午前5時30分頃 公表

（施行令第30条第1項第1号により、A社がプレスリリースを行った3月5日午後5時30分頃から12時間経過後）

【公開買付け事実②】 11月15日 午前5時頃 公表

（施行令第30条第1項第1号により、A社がプレスリリースを行った11月14日

午後5時頃から12時間経過後)

5. 重要事実の伝達（適用条文）

【公開買付け事実①】

違反行為者① 3月2日、自らの業務を遂行する過程で、B社のファイルサーバー内から、本件の公開買付けに関する公表資料の原稿を見つけ、当該公開買付け事実を知った。（法第167条第1項第5号、第4号）

違反行為者② 3月2日、違反行為者①からB社株券の買付けを促される形で、当該公開買付け事実の伝達を受けた。（法第167条第3項）

【公開買付け事実②】

違反行為者① 11月14日、当該公開買付けがB社にとって重要である旨を社内に周知するB社役員からの注意喚起メールによって、当該公開買付け事実を知った。（法第167条第1項第5号、第4号）

なお、違反行為者②は、公開買付け事実②については、情報伝達を受けていない。

6. 違反行為者の取引

【公開買付け事実①】

- ・ 違反行為者①及び②は、3月5日に違反行為者②名義の証券口座を使用し、違反行為者①の計算において、B社の株券合計26株を買付価額510万1,000円で買付け、違反行為者②の計算において、B社の株券合計26株を買付価額510万1,000円で買付け。
- ・ インターネットによる発注

【公開買付け事実②】

- ・ 違反行為者①は、違反行為者②名義の口座を使用し、違反行為者①の計算により、11月14日にB社の株券7.5株を買付価額114万7,500円で買付け
- ・ インターネットによる発注

7. 課徴金額

違反行為者① 44万円

内訳

公開買付け事実① 38万円

（計算方法）211,000円（公開買付け事実公表後の株価）× 26株

－ 5,101,000円（買付価額） [1万円未満切捨て]

公開買付け事実② 6万円

(計算方法) 162,000円 (公開買付け事実公表後の株価) × 7.5株
－ 1,147,500円 (買付価額) [1万円未満切捨て]

違反行為者② 38万円

(計算方法) 211,000円 (公開買付け事実公表後の株価) × 26株
－ 5,101,000円 (買付価額) [1万円未満切捨て]

(参考)

違反行為者①と違反行為者②は、小学校以来の同級生で、社会人になった後も親しい友人関係にあったものである。両者は、株取引により得た利益について、あらかじめ拠出した資金額にかかわらず折半することを合意していたことから、計算の帰属については、違反行為者らの買付株数を本件違反行為に係る買付株数のそれぞれ2分の1と認定した。

なお、これは課徴金の水準について、「違反行為者が違反行為によって得た経済的利得相当額を基準として算出する」こととした立法時の考え方にも沿ったものである。

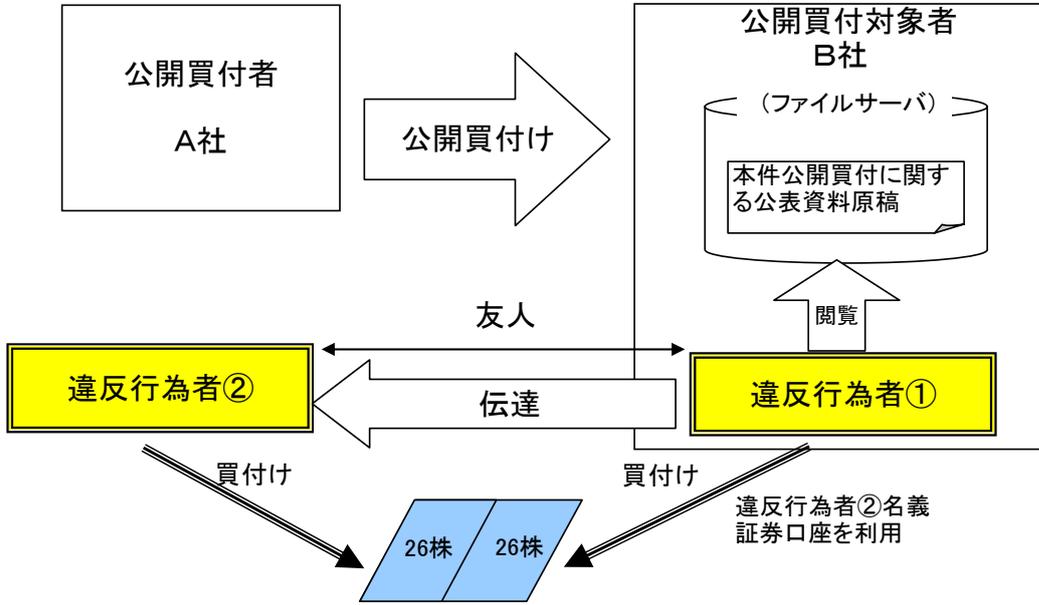
(1) 公開買付け事実①について

違反行為者②の証券口座を利用したB社株券52株の買付けについては、課徴金額の算定において、違反行為者①及び②が、買付株数の2分の1の株数(26株)をそれぞれ自己の計算で買い付けたものと認定した。

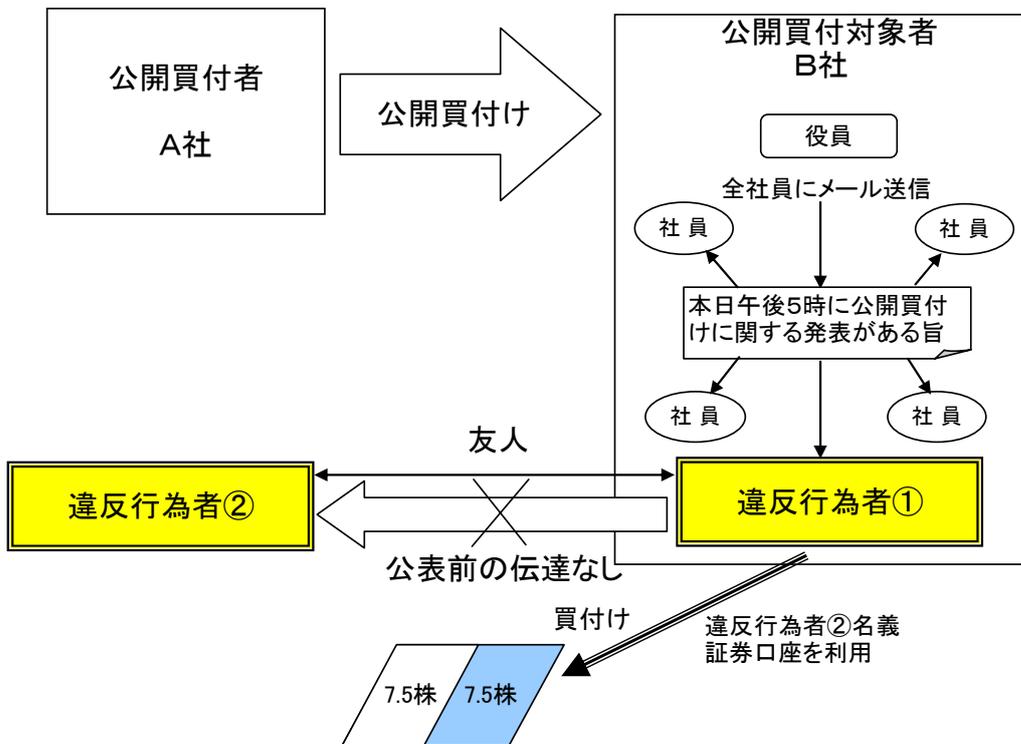
(2) 公開買付け事実②について

違反行為者①が買い付けたB社株券15株については、課徴金額の算定において違反行為者①及び②が、買付株数の2分の1の株数(7.5株)をそれぞれの計算で買い付けたと考えられる。しかしながら、違反行為者②の計算による7.5株の買付けについては、同人が公開買付け事実の公表前には公開買付け事実の伝達を受けていないことから、内部者取引には当たらないものと認定し、課徴金の対象としていない。

【公開買付け事実①】



【公開買付け事実②】



事例 16

違反行為者（B社役員）は、公開買付者A社がB社の株券の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実を、A・B社間で締結していた秘密保持契約の履行に関し知り、当該事実の公表前にB社株券を買付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

公開買付対象者B社の役員

2. 重要事実（適用条文）

公開買付けの実施（法第167条第2項）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

1月11日まで A社の親会社であるC社の業務執行機関により決定（A社は設立準備中のためC社の機関決定がA社に継承されたものと認定）

4. 重要事実の公表

2月20日 午後7時45分 公表

（施行令第30条第1項第1号により、A社がプレスリリースを行った2月20日午前7時45分頃から12時間経過後）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者は、2月12日、B社内で行われた本件の公開買付け実施に関する説明会において、当該公開買付け事実の伝達を受けて知った。（法第167条第1項第4号）

6. 違反行為者の取引

- ・ 2月14日にB社の株券2,000株を買付価額87万4,000円で買付け
- ・ インターネットによる発注
- ・ B社の社員名義の証券口座を利用して、B社の株券を買付け

7. 課徴金額

20万円

（計算方法）538円（公開買付け事実公表後の株価）× 2,000株
－ 874,000円（買付価格） [1万円未満切捨て]

8. 本事例の特色

本件における公開買付者A社は、公開買付けのための親会社であるC社により設立されたSPCである。本件公開買付事実の決定は、A社がC社により設立される前であるが、A社は、B社株券の公開買付けのために設立が予定され、その後、実際に設立登記がなされ、当初予定されていた業務実体があることから、C社が行った決定行為であっても、設立の経緯も含め、全体で見れば、SPCが行ったものとみて差し支えなく、いわゆる「設立中の会社」として存在したものと認めたものである。

事例 17

コンサルティング会社のデューディリジェンス担当者であった違反行為者は、公開買付者A社がB社の株券の公開買付けを行うことを決定した旨の事実を、業務委託契約の履行に関し知り、当該事実の公表前にB社株券を買付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

公開買付者A社とのB社の完全子会社化についてのアドバイザー業務の提供に関する業務委託契約の契約締結先社員（非役員、コンサルティング会社における当該公開買付けのデューディリジェンス担当者）

2. 重要事実（適用条文）

公開買付けの実施（法第167条第2項）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

前年11月21日 A社社長により決定

4. 重要事実の公表

1月29日 午前4時頃 公表

（施行令第30条第1項第1号により、A社がプレスリリースを行った1月28日午後4時頃から12時間経過後）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者は、1月5日頃、所属するコンサルティング会社がA社との間で締結していたアドバイザーサービス業務の提供に関する業務委託契約の履行に関し、当該事実を知った。（法第167条第1項第4号）

6. 違反行為者の取引

- ・ 1月28日に、B社の株券合計20株を買付価額209万9,000円で買付け
- ・ インターネットによる発注
- ・ 信用取引によりB社株券の一部を買付け

7. 課徴金額（新法の適用）

129万円

（計算方法）169,500円（公開買付け事実公表後2週間における最も高い株価）×20株
－ 2,099,000円（買付価額） [1万円未満切捨て]

事例 18

違反行為者は、公開買付者 5 社が、それぞれ異なる 5 社の株券の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、公開買付者らとの間での公開買付代理人契約又は公開買付けに係るアドバイザリー契約等の契約締結先である証券会社社員から伝達を受け、当該事実の公表前に公開買付対象者の発行するそれぞれの株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 V 社ほか 4 社との公開買付代理人契約又は公開買付けに係るアドバイザリー契約等の契約締結先の証券会社社員（M & A のアドバイザリー業務に従事）からの第一次情報受領者

なお、違反行為者は公認会計士であるとともに複数の会社の役員であったが、情報伝達者とは中学・高校時代の先輩・後輩の関係にあったもので、公認会計士の業務として伝達を受けたものではない。

2. 重要事実（適用条文）

公開買付けの実施（法第 167 条第 2 項）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

別表を参照

4. 重要事実の公表

別表を参照

5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者は、4 月中旬から 11 月初め頃にかけて数回にわたり、中学・高校時代の先輩後輩の関係にある友人の証券会社社員から、電話や会食で話をする中で、本件 5 社に係る公開買付け事実を知った。（法第 167 条第 3 項）

6. 違反行為者の取引

A 社株券 4 月 25 日及び 5 月 1 日に A 社の株券合計 1,300 株を買付価額 128 万 5,500 円で買付け

B 社株券 7 月 13 日に B 社の株券合計 2,000 株を買付価額 105 万 2,000 円で買付け

C社株券 8月15日から10月29日までの間にC社の株券合計1,400株を買付
価額221万7,300円で買付け

D社株券 9月12日から同月25日までの間にD社の株券合計1,100株を買付価
額139万2,100円で買付け

E社株券 11月5日及び同月12日にE社の株券合計2,000株を買付価額88万
7,000円で買付け

- ・ すべてインターネットによる発注

7. 課徴金額

258万円

内訳

A社の株券

52万円

(計算方法) 1,396円(公開買付け事実公表後の株価) × 1,300株
-1,285,500円(買付価額) [1万円未満切捨て]

B社の株券

36万円

(計算方法) 708円(公開買付け事実公表後の株価) × 2,000株
-1,052,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

C社の株券

84万円

(計算方法) 2,190円(公開買付け事実公表後の株価) × 1,400株
-2,217,300円(買付価額) [1万円未満切捨て]

D社の株券

48万円

(計算方法) 1,709円(公開買付け事実公表後の株価) × 1,100株
-1,392,100円(買付価額) [1万円未満切捨て]

E社の株券

38万円

(計算方法) 634円(公開買付け事実公表後の株価) × 2,000株
-887,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

8. 本事例の特色

- (1) 本件の情報伝達者は、証券会社社員であり、同人は、違反行為の対象となった銘柄の株券について行われる公開買付けのアドバイザー契約等の履行に関して、若しくは公開買付代理人契約の締結交渉に関して、5件の公開買付けの事実をそれぞれ知ったものである。このように、M&AやTOBに関し、アドバイザー業務を

行方が自ら違反行為を行わないにしても、友人に伝達し、違反行為に加担していることについては、証券会社等ファイナンシャルアドバイザーにおける情報管理の観点から、社会的にみて問題が大きい事案である。

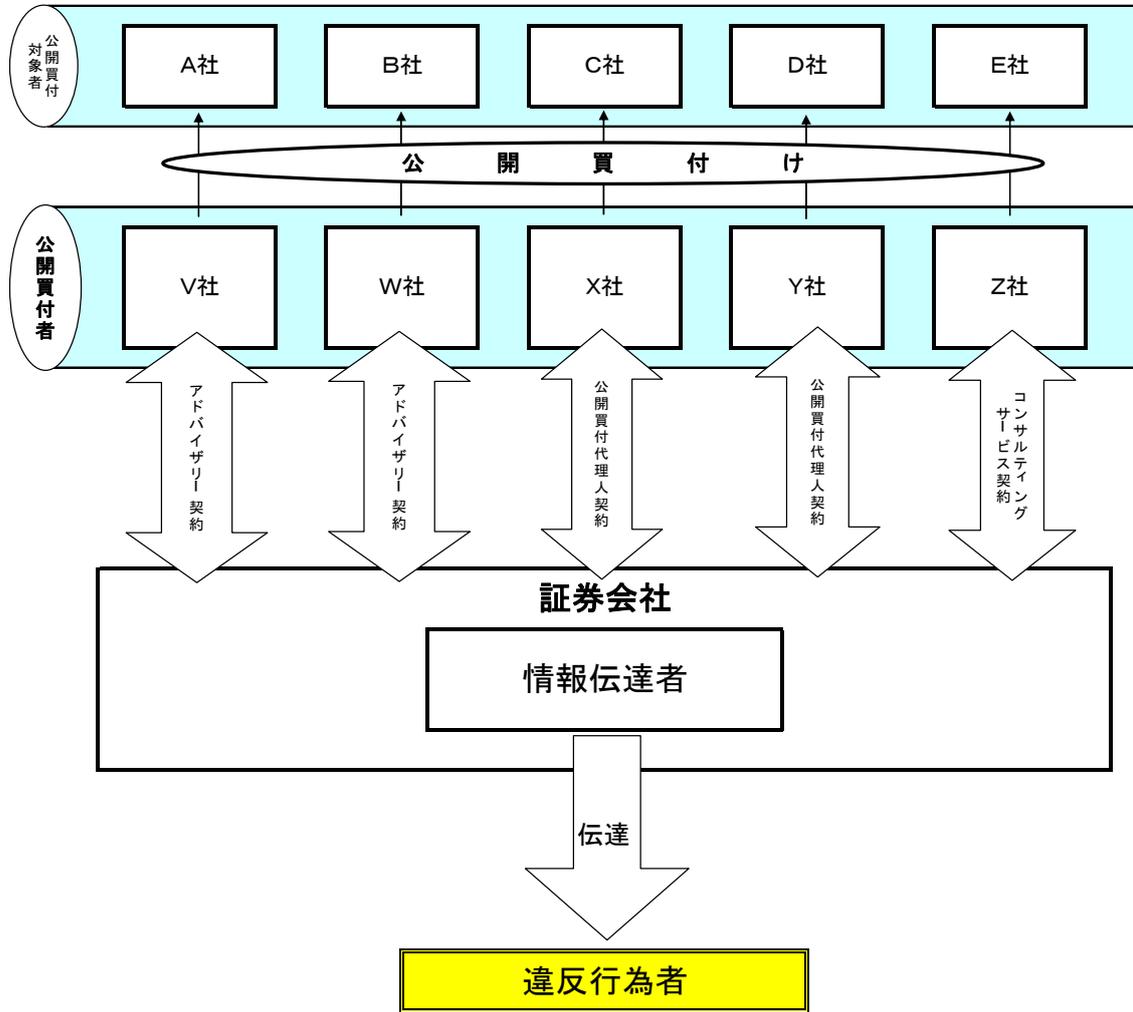
また、本事例の違反行為者は、公認会計士であり、このように市場の公正性・透明性の確保という点で大きな公共的な役割を担う職にある者が違反行為に及んだという点でも、問題視すべき事案である。今後、一層の自己規律を求めたい。

- (2) 本件の重要事実の伝達経緯に関しては、伝達者と違反行為者は、中学・高校時代の先輩と後輩の関係にあったものであり、違反行為者は、私用の電話や会食の際に、情報伝達者から当該公開買付け事実の伝達を受けたものである。当該事実の伝達においては、具体的な内容の全部の伝達は受けていないものもあるが、違反行為者は、情報伝達者が従事している業務の内容を十分に知っていること、また、最初に公開買付け事実を知って買い付けた銘柄について実際に公開買付けが実施されており、情報伝達者のもたらず情報の確かさを十分理解できていたことから、具体的な内容の一部の伝達であっても公開買付け事実の伝達があったものと認定したものである。

買付銘柄等について

(別表)

買付銘柄 (公開買付対象者)	A社	B社	C社	D社	E社
公開買付者	V社	W社	X社	Y社	Z社
重要事実 の決定機関	V社社長	W社社長	X社 代表取締役	経営会議 (社長等がメン バー)	Z社社長
重要事実 の決定時期	2月5日	3月13日	4月5日	7月24日	前年 6月28日
重要事実 の伝達	4月中旬	7月上旬 又は中旬	8月上旬	9月上旬	10月末又は 11月初旬
公開買付け の公表日	5月17日	7月23日	11月6日	9月27日	12月11日
違反行為者の買付状況					
買付日	4月25日 ～5月1日	7月13日	8月15日 ～10月29日	9月12日 ～9月25日	11月5日 ～11月12日
買付株数	1,300株	2,000株	1,400株	1,100株	2,000株
買付価額	1,285,500円	1,052,000円	2,217,300円	1,392,100円	887,000円



事例 19

違反行為者は、公開買付者 A 社が B 社の株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、当該事実の公表前に B 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

公開買付者 A 社との MBO に関する情報共有の契約の契約締結先の銀行員（M & A のアドバイザリー業務等に従事）からの第一次情報受領者（非上場会社役員）

2. 重要事実（適用条文）

公開買付けの実施（法第 167 条第 2 項）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

6 月 14 日 A 社社長により決定（当時 A 社は設立中であり、同人は B 社社長の立場にあったが、A 社設立後、同社の社長に就任することが決まっていたもの）（ファイナンシャル・アドバイザーである証券会社の了解を得て MBO 実現に向けての本格的な準備の開始を B 社の担当社員らに指示）

（A 社の公開買付け事実に係る取締役会決議は、9 月 3 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおり認定）

4. 重要事実の公表

9 月 4 日 午前 4 時頃 公表

（施行令第 30 条第 1 項第 1 号により、A 社がプレスリリースを行った 9 月 3 日午後 4 時頃から 12 時間後）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者は、8 月 20 日頃、A 社との MBO に関する情報共有の契約の契約締結先の銀行員と会食をして話をする中で、当該公開買付け事実の伝達を受けた。（法第 167 条第 3 項）（違反行為者と伝達者は、以前同じ職場に勤務していたものである。）

6. 違反行為者の取引

- ・ 8 月 25 日に、B 社の株券 3,000 株を買付価額 91 万 5,000 円で買付け
- ・ 電話による発注

7. 課徴金額

71万円

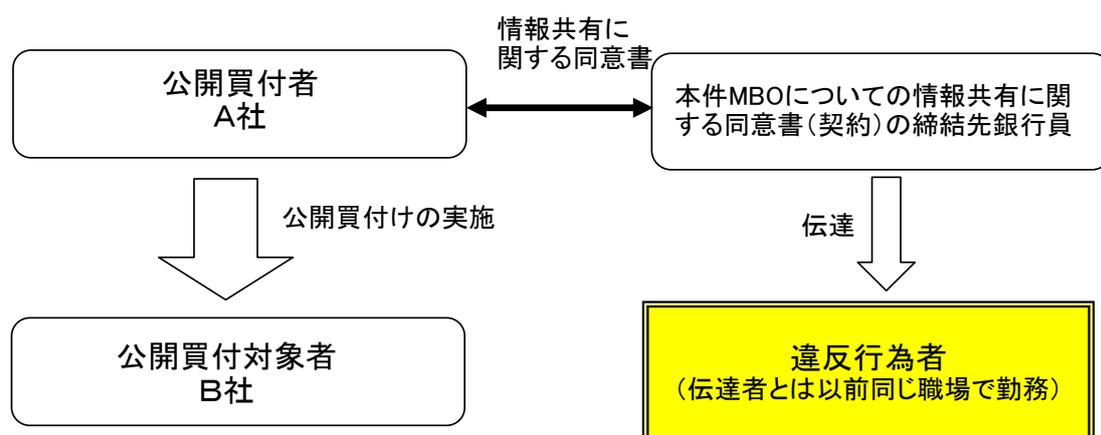
(計算方法) 543円(公開買付け事実公表後の株価) × 3,000株

− 915,000円(買付価額)

[1万円未満切捨て]

8. 本事例の特色

- (1) 本件の情報伝達者は、銀行員であり、M&Aのアドバイザー業務等に従事している者であったが、同人は本件の公開買付けに関与する中で、A社と当該銀行との間で締結されていた情報共有に関する契約の履行に関し、当該事実を知り、かつて銀行の同僚で、情報伝達者が従事している業務の内容を十分に知っていた違反行為者に伝えたものである。このように公共的な役割を担う金融機関(銀行)の職員からの情報伝達により違反行為が行われたものであり、金融機関の役職員における、情報管理の徹底、法令遵守の観点から非常に問題の大きな事例である。
- (2) 本件における重要事実の伝達経緯については、伝達者は違反行為者に対し、具体的に公開買付けには言及しないものの、銘柄名を伝えるとともに、これを購入するよう促したものである。このように、具体的な重要事実の内容の全部が伝達されなくても、情報受領者が伝達者の職務をどの程度把握していたかによっては、重要事実を伝達したものと認められる可能性があり、そのような情報に基づいて公表前に株の売買を行えば、当然にして、内部者取引規制に抵触することとなる。



事例 20

違反行為者は、公開買付者である投資事業有限責任組合 A が、B 社株券の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、A の業務に従事していた者から伝達を受け、当該事実の公表前に B 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

A の業務に従事していた者からの第一次情報受領者（税理士）

なお、違反行為者は税理士の業務に関し、公開買付け事実の伝達を受けたものではない。

2. 重要事実（適用条文）

公開買付けの実施（法第 167 条第 2 項）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

前年 10 月 1 日 投資事業有限責任組合 A の無限責任組合員として、A の業務執行権限を有している C 社の投資の可否を決定する会議において決定。（重要事実に係る C 社の取締役会決議は、1 月 13 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおり認定）

4. 重要事実の公表

1 月 14 日午前 0 時すぎ 公表（E D I N E T を介して公開買付開始公告）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者は、A における投資先の発掘・分析等の業務に従事していた者（C 社社員でもある）から、同人がその職務に関し知った当該公開買付に関する事実の伝達を受けた。（法第 167 条第 3 項）

なお、違反行為者と情報伝達者は、小学校時代の同級生で、違反行為時においても親しい友人関係にあり、私的な会食の場で公開買付け事実の伝達を受けたものである。

6. 違反行為者の取引

- ・ 1 月 9 日及び同月 13 日に、B 社の株券合計 100 株を買付価額 77 万 7,000 円で買付け
- ・ 窓口及び電話による発注
- ・ 知人名義の証券口座を利用して、B 社の株券を買付け

7. 課徴金額（新法の適用）

82万円

（計算方法）16,040円（公開買付け事実公表後2週間における最も高い株価）×100株
－ 777,000円（買付価額） [1万円未満切捨て]

8. 本事例の特色

本件は、税理士という高い職業倫理、法令遵守意識が求められる者が、その職務に関してではないが、知ることとなった重要事実に基づいて、内部者取引を行った事例である。本件は、税理士全体への信頼にも関わるものであり、今後、一層の規律強化を求めたい。

事例 2 1

違反行為者は、公開買付者 X 社が、A 社（上場会社 Y 社の子会社）の株券の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実（以下「公開買付け事実①」という。）について、公開買付者の契約締結先である Y 社の社員（違反行為者の家族）から伝達を受け、当該事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

違反行為者は、公開買付者 Y 社が B 社の株券の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実（以下「公開買付け事実②」という。）について、Y 社の社員（公開買付け事実①の情報伝達者と同じ）から伝達を受け、当該事実の公表前に B 社及び C 社株券を買い付けたものである。

違反行為者は、公開買付者 Y 社が C 社の株券の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実（以下「公開買付け事実③」という。）について、Y 社の社員（公開買付け事実①の情報伝達者と同じ）から伝達を受け、当該事実の公表前に C 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 Y 社の社員（非役員、経営企画等業務に従事。違反行為者の家族）からの第一次情報受領者

2. 重要事実（適用条文）

公開買付けの実施（法第 167 条第 2 項）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

【公開買付け事実①】

2 月 9 日 X 社社長により決定

（A 社社長との協議で、公開買付けについて合意）

（公開買付け事実①に係る取締役会決議は、3 月 13 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおり認定）

【公開買付け事実②及び③は、Y 社により同時期に行うことが決定された】

前年 12 月 9 日 Y 社経営会議（社長の諮問会議）により決定

（公開買付け事実②及び③に係る取締役会決議は、1 月 14 日であるが、実質的な決

定時期・決定機関は上記のとおり認定)

①の公開買付けが実施された年は、②及び③の公開買付けが実施された年とは異なる

4. 重要事実の公表

【公開買付け事実①】 3月13日 午後8時45分頃 公表
(施行令第30条第1項第1号により、X社がプレスリリースを行った3月13日午前8時45分頃から12時間経過後)

【公開買付け事実②及び③】 1月15日 午前3時頃 公表
(施行令第30条第1項第1号により、Y社がプレスリリースを行った1月14日午後3時頃から12時間経過後)

5. 重要事実の伝達(適用条文)

【公開買付け事実①】 違反行為者は、X社と公開買付けの応募に関する合意に係る契約締結の交渉を行っていたY社の社員(違反行為者の家族)から、3月10日、同人が契約の締結の交渉に関し知った当該公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けた。(法第167条第3項)

【公開買付け事実②及び③】 違反行為者は、Y社の社員(上記の者と同一人)から、1月13日、同人がその職務に関し知った当該公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けた。(法第167条第3項)

6. 違反行為者の取引

【公開買付け事実①】

- ・ 3月12日に、A社の株券合計2万5,000株を買付価額495万円で買付け
- ・ インターネットによる発注
- ・ 信用取引によりA社の株券を買付け

【公開買付け事実②】

- ・ 1月14日に、B社の株券合計5,000株を買付価額372万4,000円で買付け
- ・ インターネットによる発注
- ・ 信用取引によりB社の株券を買付け

- 【公開買付け事実③】
- ・ 1月14日に、C社の株券11,000株を買付価額484万円で買付け
 - ・ インターネットによる発注
 - ・ 信用取引によりC社の株券を買付け

7. 課徴金額（②及び③につき新法の適用）

752万円

内訳 A社の株券

410万円

(計算方法) 362円(公開買付け事実公表後の株価) × 25,000株
－ 4,950,000円(買付価額)

B社の株券

148万円

(計算方法)

1,042円(公開買付け事実公表後2週間における最も高い価格)
× 5,000株－ 3,724,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

C社の株券

194万円

(計算方法)

617円(公開買付け事実公表後2週間における最も高い価格)
× 11,000株－ 4,840,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

8. 本事例の特色

本件における重要事実の伝達者は、事例12と同様に、違反行為者の親族である。重要事実の伝達が行われるのには様々な理由が考えられるが、伝達する側でこれを伝達して売買を促すような意図がなくても、伝達を受けた側においてその情報が株取引に有用だと思えば、内部者取引を行う動機になり得るものである。

本件においても、重要事実を知り得た者が、親族だからといって安易に話しをしなれば、違反行為は防げたものと思われる。

事例 2 2

違反行為者らは、公開買付者 A 社が公開買付対象者 B 社の株券の公開買付けを行うことを決定した旨の事実について、A 社との契約締結交渉先である C 社（B 社の親会社）の社員から伝達を受け、当該事実の公表前に B 社の株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

違反行為者① 公開買付者 A 社との公開買付応募契約の締結交渉先 C 社の社員（非役員）からの第一次情報受領者

違反行為者② 公開買付者 A 社との公開買付応募契約の締結交渉先 C 社の社員（非役員）からの第一次情報受領者（税理士）

なお、違反行為者は税理士の業務に関し、公開買付け事実の伝達を受けたものではない。

（違反行為者①及び②への情報伝達者は同一人）

2. 重要事実（適用条文）

公開買付けの実施（法第 167 条第 2 項）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

前年 12 月 15 日 A 社設立準備中の者（A 社の業務執行・運営を行う投資顧問会社の経営陣）が決定（B 社との間で公開買付け実施に関して秘密保持契約を締結）

（公開買付け事実に係る取締役会決議は、2 月 26 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおり認定）

4. 重要事実の公表

2 月 27 日午前 0 時すぎ 公表（E D I N E T を介して公開買付開始公告）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

C 社は、公開買付者 A 社との間で、自己の所有する公開買付対象者 B 社の株券に係る公開買付応募契約の締結の交渉を行っていたものであり、情報伝達者である C 社社員は、当該契約の交渉に関して、当該公開買付け事実を知った。違反行為者①及び②は、情報伝達者である C 社社員と知人関係にあったが、1 月 24 日、私的な会合において、同人から A 社により B 社株券の公開買付けが実施される旨の伝達を受けた。（法第 167 条第 3 項）

6. 違反行為者の取引

違反行為者① ・ 1月26日から2月12日までの間にB社の株券合計1万5,900株を買付価額715万5,600円で買付け
・ インターネットによる発注
・ 知人名義の証券口座を利用して、B社株券の一部を買付け

違反行為者② ・ 1月27日及び29日にB社の株券合計200株を買付価額8万9,600円で買付け
・ インターネットによる発注

7. 課徴金額（新法の適用）

違反行為者① 1,127万円

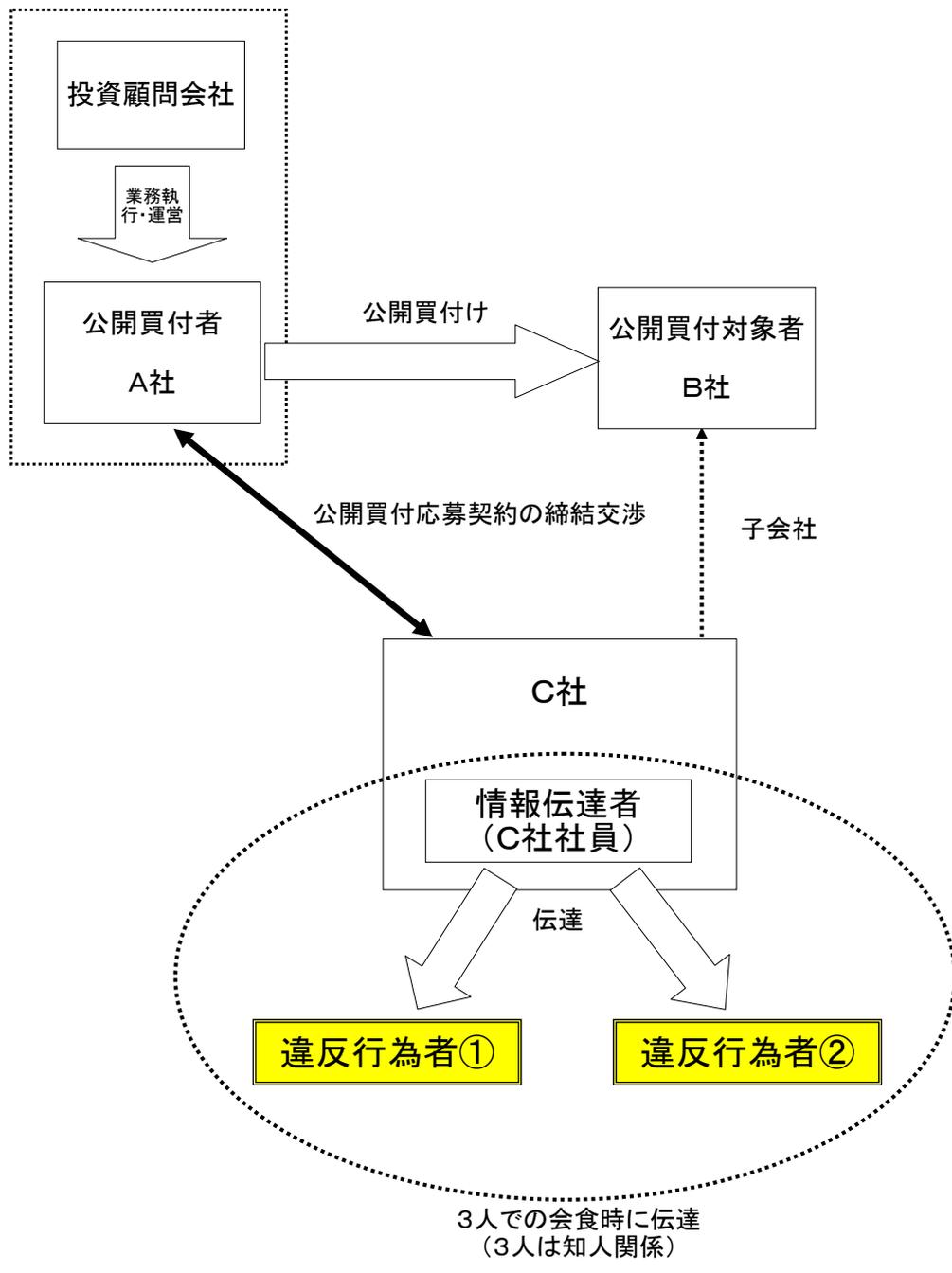
（計算方式）

1,159円（公開買付け事実公表後2週間における最も高い価格）×15,900株
－7,155,600円（買付価額） [1万円未満切捨て]

違反行為者② 14万円

（計算方式）

1,159円（公開買付け事実公表後2週間における最も高い価格）×200株
－89,600円（買付価額） [1万円未満切捨て]



事例 2 3

違反行為者らは、公開買付者 A 社が公開買付対象者 B 社の株券の公開買付けを行うことを決定した旨の事実について、B 社（A 社との契約締結先）の社員から伝達を受け、当該事実の公表前に B 社の株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

違反行為者① 公開買付者 A 社の契約締結先 B 社の社員（非役員）からの第一次情報受領者（信金職員）

違反行為者② 公開買付者 A 社の契約締結先 B 社の社員（非役員）からの第一次情報受領者

（違反行為者①及び②への情報伝達者は同一人）

2. 重要事実（適用条文）

公開買付けの実施（法第 167 条第 2 項）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

前年 12 月 15 日 A 社設立準備中の者（A 社の業務執行・運営を行う投資顧問会社の経営陣）が決定（B 社との間で公開買付け実施に関して秘密保持契約を締結）

（公開買付け事実に係る取締役会決議は、2 月 26 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおり認定）

4. 重要事実の公表

2 月 27 日午前 0 時すぎ 公表（E D I N E T を介して公開買付開始公告）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

公開買付対象者 B 社は、A 社が行う公開買付けに関し秘密保持契約を結んでおり、情報伝達者である B 社社員は、同契約の履行に関し、知ったものである。違反行為者①及び②は、情報伝達者である B 社の社員と知人関係にあったが、2 月 21 日、私的な会合において、同人から公開買付けが実施される旨の伝達を受けた。（法第 167 条第 3 項）

6. 違反行為者の取引

違反行為者① ・ 2 月 25 日に B 社の株券合計 1,200 株を買付価額 37 万 2,000

円で買付け

- ・ 窓口における発注

違反行為者② ・ 2月25日にB社の株券1,000株を買付価額30万9,000円で買付け

- ・ 電話による発注

7. 課徴金額（新法の適用）

違反行為者① 101万円

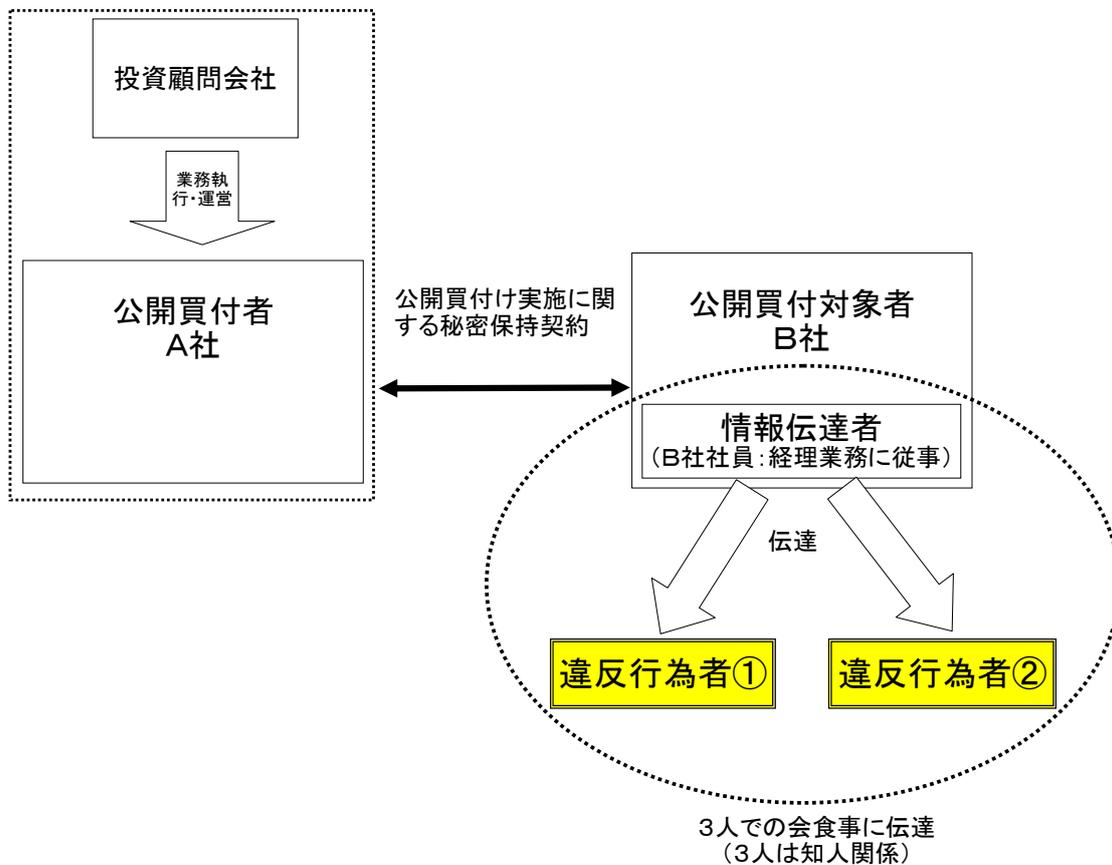
（計算方法）

1,159円（公開買付け事実公表後2週間における最も高い価格）×1,200株
－372,000円（買付価額） [1万円未満切捨て]

違反行為者② 85万円

（計算方法）

1,159円（公開買付け事実公表後2週間における最も高い価格）×1,000株
－309,000円（買付価額）



事例 2 4

上場会社 A 社の社員である違反行為者は、A 社が B 社の総株主の議決権の数の 100 分の 5 以上の株券を買い集めることを決定した旨の公開買付けに準ずる行為の実施に関する事実を、その職務に関し知り、当該事実の公表前に B 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の社員（非役員、メディア事業に関する業務に従事）

2. 重要事実（適用条文）

公開買付けに準ずる行為の実施（法第 167 条第 2 項、施行令第 31 条）

3. 重要事実の決定時期・決定機関

5 月 21 日 A 社の経営会議により決定

（B 社との業務提携に際し、資本参加のため、B 社の総株主の議決権に対する割合の 5 % 以上を取得することが承認された。）

4. 重要事実の公表

6 月 15 日 午前 4 時 30 分頃 公表

（施行令第 30 条第 1 項第 1 号により、A 社がプレスリリースを行った 6 月 14 日午後 4 時 30 分頃から 12 時間経過後）

5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者は、6 月 11 日、業務提携に関する A 社のプロジェクト開発チームの打合せにおいて、本件の公開買付けに準ずる行為の実施に関する事実を知った。（法第 167 条第 1 項第 1 号）

6. 違反行為者の取引

- ・ 6 月 14 日に B 社の株券合計 50 株を買付価額 494 万円で買付け
- ・ インターネットによる発注
- ・ 信用取引により B 社の株券を買付け

7. 課徴金額

1 4 1 万円

(計算方法) 127,000 円 (公開買付け事実公表後の株価) × 50 株
－ 4,940,000 円 (買付価額)

Ⅱ. 相場操縦

○ 相場操縦に対する課徴金勧告案件の特色

有価証券の需給に基づいた適正な価格の発見は、いうまでもなく、証券市場の果たすべき基本的な機能であり、相場操縦は証券市場のこうした機能の発揮を直接に妨害する行為である。証券取引等監視委員会は、相場操縦案件に対する課徴金調査及び納付命令勧告に向けての取組みにも力を入れてきている。

相場操縦案件に対しては、課徴金制度が導入されて3年半あまりが経過した平成20年12月に初めての勧告を行って以来、平成22年5月までに、7事例・8件（納付命令対象者ベース）の課徴金納付命令勧告を行っている。その中には、見せ玉的手法を用いた案件に対する勧告もある。

これまで行った8件の勧告案件から認められる傾向は以下のとおりである。

- ① 相場操縦が行われた7銘柄の上場市場は、下記のとおりであり、多くの案件において、新興市場銘柄が操縦の対象となっている。

東証1部、名証1部、札証の重複上場	1
東証2部	1
東証マザーズ	1
大証ヘラクレス	1
名証セントレックス	1
ジャスダック	2

新興市場に上場している銘柄は、一般に時価総額が小さく、日々の取引高も大きくないことから、相場操縦の対象になりやすいものと考えられる。

- ② 勧告の対象となった案件の違反行為は、すべてインターネット取引により行われている。

案件によっては、1つの証券口座のみならず、複数（最大3口座）を使用したものがあるが、8件中7件において、違反行為者本人名義の証券口座が用いられ、借名口座を使う場合も親族名義にとどまっている。

この傾向は、違反行為の発覚を防ぐため、知人名義や自己の支配する会社名義の口座取引が行われることも少なくない内部者取引案件と比べて特徴的であり、相場操縦に手を染める者が、「インターネット取引なら見つからないだろう」とか「この程度なら咎められることはないだろう」という、半ば軽い感覚を持って違反行為を行っている状況にあることが推測される。

課徴金納付命令勧告の対象となった相場操縦行為に見られる上記のような傾向を踏まえ、証券取引所や証券会社との連携を一層強化した上で、違反行為の早期発見・処分、さらには未然防止に努めていくことが必要と考えられる。

事例 25

違反行為者は、A社株券につき、その株価の高値形成や終値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、買い注文を発注して買い特別気配を表示させ、これを更新させた後、売り注文を発注して板寄せを成立させる方法や、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げるなどの方法により、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

会社員

2. 違反行為（適用条文）

相場操縦（相場を変動させるべき一連の売買）（法第 159 条第 2 項第 1 号）

（A社株券の株価の高値形成を図り、一般投資家による同株券の売買を誘引する目的をもって、同株券の相場を変動させるべき一連の売買を行った。）

3. 違反行為期間

6月13日午後2時26分頃から同月23日午後3時26分頃までの間（6営業日）

（違反行為者が、売り板に比べ比較的大量の買い注文を発注することで、買い特別気配を引き上げ、ストップ高気配となったところで、板寄せを成立させるため売り注文を発注し、ストップ高を形成させた6月13日午後2時26分頃を違反行為の始期とした。また、6月23日まで自己名義の証券口座と親族名義の証券口座の間で買い注文と売り注文を対当させ高値形成を行うなどしていたが、同月24日以降は売買関与状況が低いことなどから、同月23日までを違反行為期間と認定した。）

4. 違反行為者の取引状況

違反行為者は、A社株券につき、

自己名義及び親族名義の証券口座の2口座を使って、

現物取引及び信用取引により、

インターネットや携帯電話で、

買い注文を発注して買い気配を引き上げた後、売り注文を発注して板寄せを成立させる方法や、買い注文と売り注文を対当させ株価を引き上げるなどの方法により、合計173株を買い付ける（買付価額13,733,100円）一方、合計86株を売り付け（売付価額6,841,500円）、

同株券の株価を68,000円から95,000円まで高騰させる

などした。

5. 課徴金額

326万円

(計算方法)

違反行為開始時の価格で買い付けたものとみなされるもの(みなし買付価額)
68,000円(違反行為開始時の株価)

× 28株(違反行為開始時の買いポジション) = 1,904,000円

違反行為期間において確定した売買損益

(違反行為期間において173株の買付け、86株の売付け)

6,841,500円(違反行為期間中の売付価額)

－ (1,904,000円(みなし買付価額) + 4,256,600円(違反行為期間中の買付価額))
= 680,900円

買付価額の算定については、違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから、順次売買対当数量まで割り当てるため、違反行為期間中の買付数量を58株として計算した。

違反行為期間終了後1か月以内に確定した売買損益

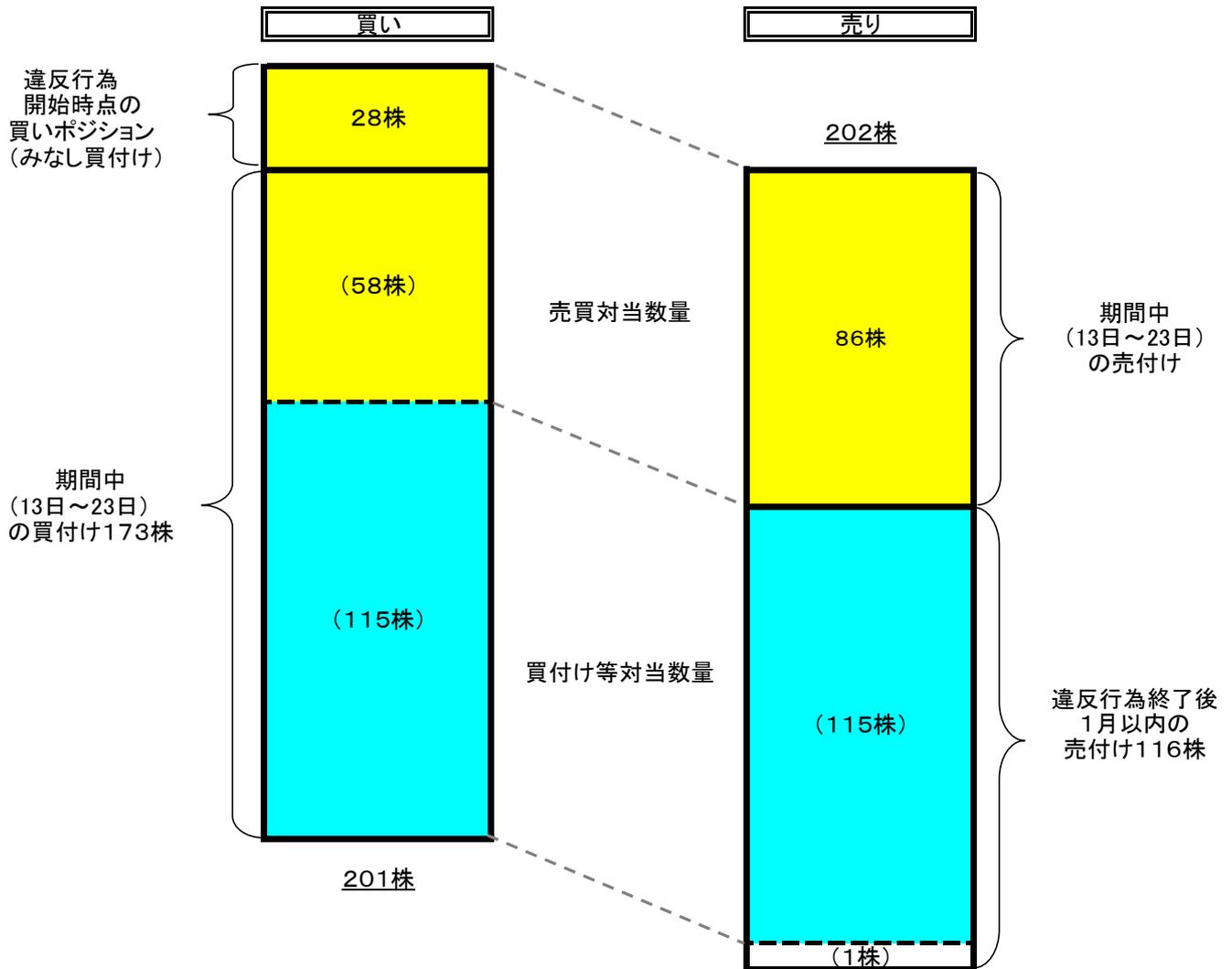
(買付数量が売付数量を超える115株)

12,062,500円(違反行為終了後1ヶ月以内に売り付けた115株の売付価額)

－ 9,476,500円(買付価額) = 2,586,000円

課徴金額

680,900円 + 2,586,000円 [1万円未満切捨て]



事例 26

違反行為者は、A社株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げる方法や、約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同株券の買付け、売付け及び買付けの委託を行い、株価を高騰させるなどし、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

個人投資家（無職）

2. 違反行為（適用条文）

相場操縦（相場を変動させるべき一連の売買、見せ玉）（法第159条第2項第1号）
（A社株券の株価の高値形成を図り、一般投資家による同株券の売買を誘引する目的をもって、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託を行った。）

3. 違反行為期間

5月1日午前9時51分頃から同月7日午後2時50分頃までの間（3営業日）

（違反行為者は、売り、買いの注文を複数の価格帯に連続して発注することにより、売買に勢いがあるかのように見せかけ、他の投資家を誘引しているところ、違反行為者の買い注文が最初に約定した5月1日午前9時51分頃を違反行為の始期とし、その後の一連の有価証券売買等において、5月7日には約定させる意思のない買い注文を発注しているところ、最後に約定する意思のない買い注文を発注した同月7日午後2時50分頃を違反行為の終期とした。）

4. 違反行為者の取引状況

違反行為者は、A社株券につき、
自己名義の証券口座を使って、
現物取引及び信用取引により、
インターネットで

直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げる方法や、約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、72株を買い付ける（買付価額3,019,500円）一方、45株を売り付け（売付価額1,899,150円）、さらに、見せ玉として、延べ合計103株の約定させる意思のない買い注文の発注（買付けの委託）を行い、

同株券の株価を 41,300 円から 46,500 円まで高騰させるなどした。

5. 課徴金額

16 万円

(計算方法)

違反行為開始時の価格で買い付けたものとみなされるもの (みなし買付価額)

41,300 円 (違反行為開始時の株価)

× 7 株 (違反行為開始時の買いポジション) = 289,100 円

違反行為期間において確定した売買損益

(違反行為期間において 72 株の買付け、78 株の売付け※1)

3,433,650 円 (違反行為期間中の売付価額)

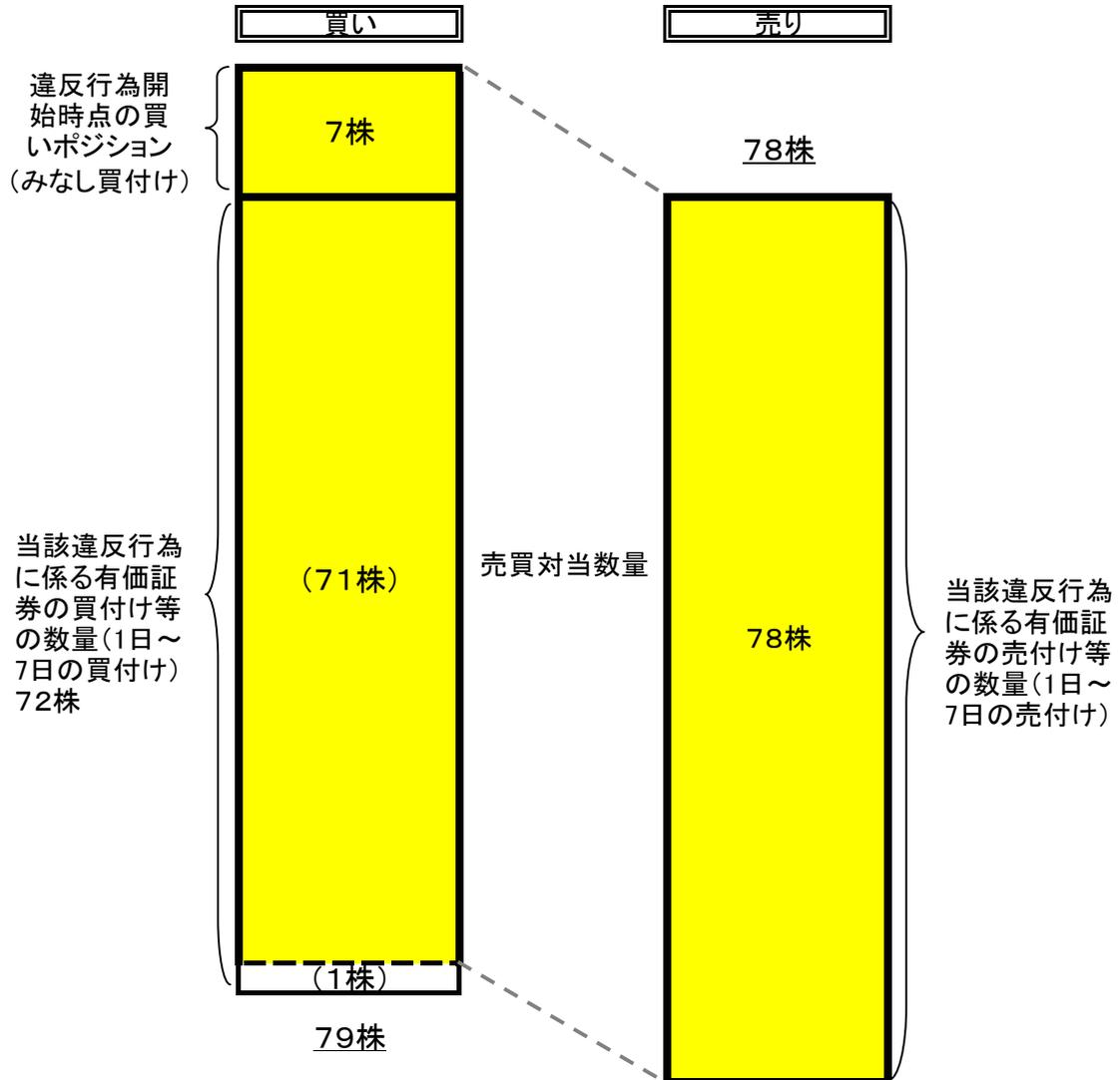
－ (289,100 (みなし買付価額) + 2,977,000 円 (違反行為期間中の買付価額※2)) = 167,550 円

※1 違反行為が終了したと認定した 5 月 7 日午後 2 時 50 分以後、同日中に行われた 33 株の売付けについては、相場操縦行為に係る売付けとして、相場操縦行為期間中の 45 株に加算し 78 株とした。

※2 買付価額の算定については、違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから、順次売買対当数量まで割り当てるため、違反行為期間中の買付数量を 71 株として計算した。

課徴金額

167,550 円 [1 万円未満切捨て]



事例 27

A社社員である違反行為者は、A社株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げる方法や、新値を形成しながら買い上がり買付けを行うなどの方法により、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

会社員（A社社員）

2. 違反行為（適用条文）

相場操縦（相場を変動させるべき一連の売買）（法第159条第2項第1号）

（A社株券の株価の高値形成を図り、一般投資家による同株券の売買を誘引する目的をもって、同株券の相場を変動させるべき一連の売買を行った。）

3. 違反行為期間

11月6日午前9時46分頃から同月14日午後1時18分頃までの間（7営業日）

（違反行為者の取引において買い上がり買付けと認められる買い注文が最初に約定した11月6日午前9時46分頃を違反行為の始期とし、以後、対当売買や買い上がり買付けを繰り返し行っていたところ、当該行為者の対当売買が最後に約定した同月14日午後1時18分頃を違反行為の終期とした。）

4. 違反行為者の取引状況

違反行為者は、A社株券につき、

親族名義の証券口座3口座を使って、

信用取引及び現物取引により、

インターネットで

直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げる方法や、新値を形成しながら買い上がり買付けを行うなどの方法により、合計9,100株を買い付ける（買付価額2,106,300円）一方、合計7,800株を売り付け（売付価額1,855,200円）、

同株券の株価を172円から260円まで高騰させるなどした。

5. 課徴金額

25万円

(計算方法)

違反行為開始時の価格で買い付けたものとみなされるもの(みなし買付価額)
180円(違反行為開始時の株価)×2,000株(違反行為開始時の買いポジション)
= 360,000円

違反行為期間において確定した売買損益
(違反行為期間において9,100株の買付け、8,000株の売付け※1)
1,907,000円(違反行為期間中の売付価額)
－(360,000円(みなし買付価額)＋1,332,300円(違反行為期間中の買付価額※2))
= 214,700円

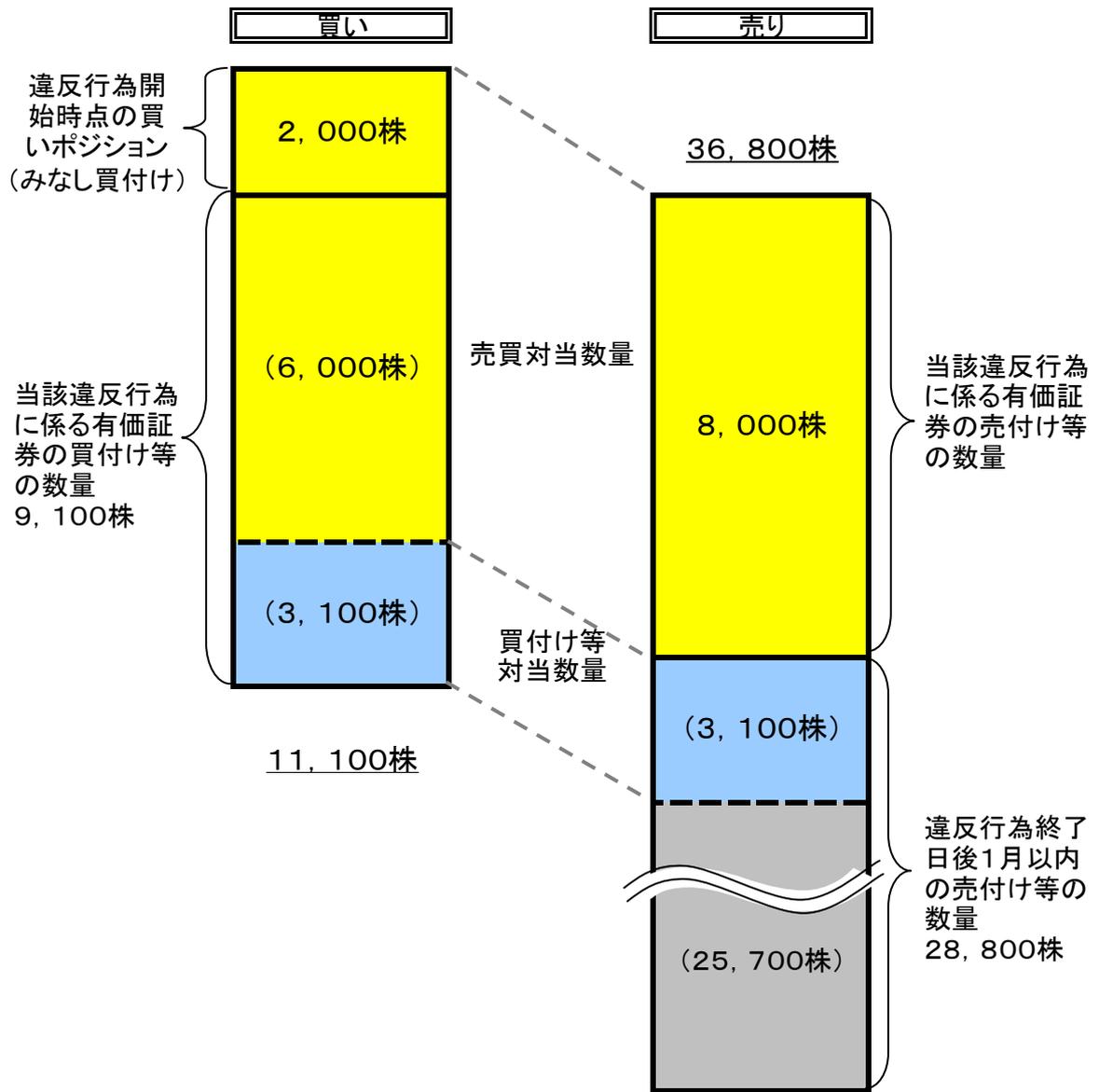
※1 違反行為が終了したと認定した11月14日午後1時18分以後、同日中に行われた200株の売付けについては、相場操縦行為に係る売付けとして、相場操縦行為期間中の7,800株に加算し8,000株とした。

※2 買付価額の算定については、違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから、順次売買対当数量まで割り当てるため、違反行為期間中の買付数量を6,000株として計算した。

違反行為期間終了後1か月以内に確定した売買損益
(買付数量が売付数量を超える3,100株)
818,100円(違反行為終了後1ヶ月以内に売り付けた3,100株の売付価額)
－774,000円(買付価額)
= 44,100円

課徴金額

214,700円＋44,100円 [1万円未満切捨て]



事例 28

違反行為者は、A社株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げる方法や、新値を形成しながら買い上がり買付けを行うなどの方法により、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

会社役員（非上場会社）

2. 違反行為（適用条文）

相場操縦（相場を変動させるべき一連の売買）（法第159条第2項第1号）

（A社株券の株価の高値形成や終値形成を図り、一般投資家による同株券の売買を誘引する目的をもって、同株券の相場を変動させるべき一連の売買を行った。）

3. 違反行為期間

2月26日午前9時46分頃から同月27日午後2時6分頃までの間（2営業日）

（2月26日の午前中は、次々と売り気配が更新されて価格のつかない状況であったところ、違反行為者は買い注文を発注し、これを契機に、買い上がり買付けや対当売買を繰り返し、他の投資家からの高値買い注文が増加するよう誘引していることから、当該買い注文が最初に約定した午前9時46分頃を違反行為の始期とし、その後の一連の有価証券売買等において、違反行為者の買い注文が最後に約定した同月27日午後2時6分頃を違反行為の終期とした。）

4. 違反行為者の取引状況

違反行為者は、A社株券につき、
自己名義の証券口座を使って、
現物取引及び信用取引により、
インターネットで

直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げる方法や、新値を形成しながら買い上がり買付けを行うなどの方法により、
合計456株を買い付ける（買付価額15,935,700円）一方、合計138株を売り付け（売付価額4,568,100円）、

同株券の株価を27,400円から38,300円まで高騰させるなどした。

5. 課徴金額（新法の適用）

100万円

（計算方法）

違反行為開始時の価格で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付価額）
27,400円（違反行為開始時の株価）
×37株（違反行為開始時の買いポジション）＝1,013,800円

違反行為期間において確定した売買損益
（違反行為期間において456株の買付け、138株の売付け）
4,568,100円（違反行為期間中の売付価額）
－（1,013,800円（みなし買付価額）＋2,834,500円（違反行為期間中の買付価額））
＝719,800円

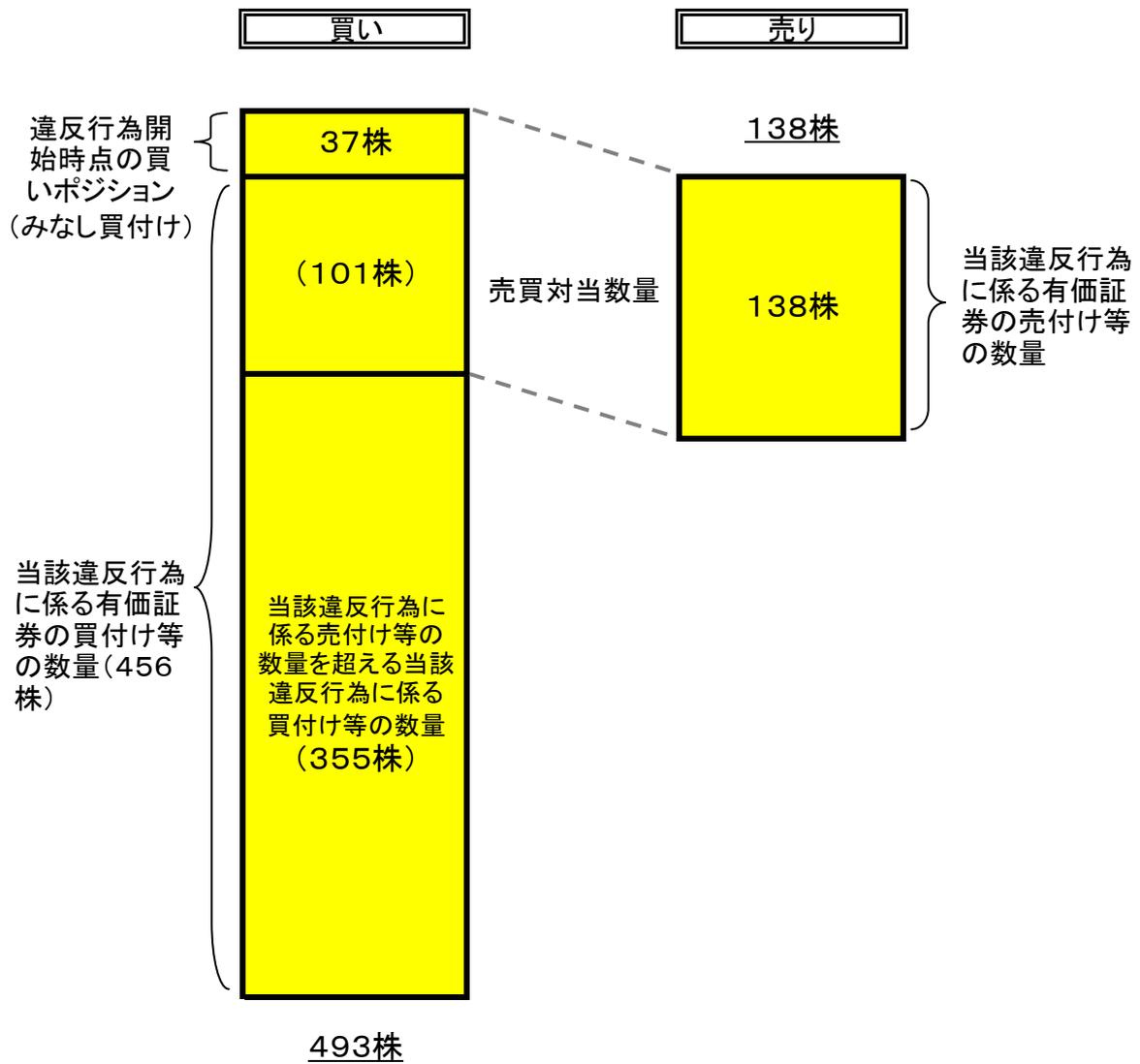
買付価額の算定については、違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから、順次売買対当数量まで割り当てるため、違反行為期間中の買付数量を101株として計算した。

②の計算を行った後に、なお残存する買いポジションについて、相場操縦期間終了時から1ヶ月以内の最高値により当該ポジションが解消されたものとして計算した売買損益

（買付数量が売付数量を超える355株）
13,383,500円（違反行為終了後1ヶ月を経過するまでの間の各日における有価証券の最高価格のうち最も高い価格（37,700円）に355株を乗じた額）
－13,101,200円（買付価額）
＝282,300円

課徴金額

719,800円＋282,300円 [1万円未満切捨て]



事例 29

個人投資家である違反行為者は、A社株券につき、同株券の売買を誘引する目的をもって、直前約定値より高値に、約定させる意思のない売り注文を発注し売り板を厚く見せることで他の投資家の現値よりも低い価格での売り注文を誘引し、株価を下落させたところで同株券を買い付け、その後、直前約定値よりも安値で約定させる意思のない買い注文を発注し、買い板を厚く見せることで他の投資家の現値よりも高い価格での買い注文を誘引し、株価を上昇させたところで同株券を売り付けるなどの方法により、同株券の買付け及び売付けの委託や同株券の買付け及び売付けを行い、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

個人投資家（株取引により収入を得て生計を立てていた者）

2. 違反行為（適用条文）

相場操縦（見せ玉）（法第159条第2項第1号）

（一般投資家によるA社株券の売買を誘引する目的をもって、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託を行った。）

3. 違反行為期間

5月27日午前9時16分頃から6月24日午前10時16分頃までの間において33回（うち5回は課徴金が発生しなかったため、勧告の対象とはしていない。）

（同期間の13取引日において、60分前後のサイクルで、見せ玉の発注、その指値訂正及び株価変動に伴う有利売買という一連の流れが33回繰り返されており、各サイクルを個々の違反行為期間として認定した。）

4. 違反行為者の取引状況

違反行為者は、A社株券につき、

自己名義の証券口座及び親族名義の証券口座（2口座）を使って、

信用取引により、

インターネットで

(7) 直前約定値よりも上値で約定させる意思のない売り注文を発注し、売り板を厚く見せることで他の投資家の現値よりも低い価格での売り注文を誘引し、株価を下落させたところで買付けを行い、その後、直前約定値よりも下値で約定させる意思のない買い注文を発注し、買い板を厚く見せることで他の投資家の

現値よりも高い価格での買い注文を誘引し、株価を上昇させたところで売付けを行う方法

(イ) 売付けの約定を行った後に、直前約定値よりも上値で約定させる意思のない売り注文を発注し、売り板を厚く見せることで他の投資家の現値よりも低い価格での売り注文を誘引し、株価を下落させたところで買い戻す方法

により、

合計 130,800 株を買い付ける（買付価額 329,572,500 円）一方、合計 130,800 株を売り付け（売付価額 330,694,000 円）、さらに、延べ合計 1,118,000 株の約定させる意思のない買い注文を発注する一方、延べ合計 1,135,000 株の約定させる意思のない売り注文の発注を行い、

同株券の株価を 2,385 円から 2,640 円まで変動させるなどした。

(28 回のそれぞれの違反行為状況については、別表のとおり。)

5. 課徴金額（新法の適用）

159 万円（28 回の違反行為の合計）

(別表)

番号	取引日	行為時間	売買の委託状況 (延べ株数)		売買状況 (株数)		株価の変動操作状況	課徴金額の算定 (※1)	課徴金額 (1万円未 満切捨て)
			買付	売付	買付	売付			
1	5月27日	9時16分 ～10時02 分	65,000	58,500	5,800	5,800	2470円から2440円 まで下落させたの ち、2480円まで上昇 させるなどした。	14,308,500円 -14,207,000円 =101,500円	10万円
2		10時04 分～12時 40分	45,500	32,500	3,200	3,200	2475円から2465円 まで下落させたの ち、2490円まで上昇 させるなどした。	7,941,500円 -7,907,500円 =34,000円	3万円
3		13時09 分～14時 10分	39,000	0	3,600	3,600	2460円から2490円 まで上昇させるな どした。	(8,874,000円 -8,878,500円) +(17,820,000円 -17,172,000円) =643,500円	64万円 (※2)
4	5月28日	9時43分 ～10時01 分	52,000	39,000	4,200	4,200	2450円から2440円 まで下落させたの ち、2460円まで上昇 させるなどした。	10,295,500円 -10,270,500円 =25,000円	2万円
5		10時15 分～10時 36分	0	58,500	6,100	6,100	2445円から2415円 まで下落させるな どした。	14,828,500円 -14,762,000円 =66,500円	6万円
6		10時39 分～12時 46分	52,000	45,500	5,000	5,000	2435円から2415円 まで下落させたの ち、2445円まで上昇 させるなどした。	12,197,500円 -12,104,000円 =93,500円	9万円
7	5月29日	9時42分 ～10時25 分	32,500	58,500	5,200	5,200	2405円から2385円 まで下落させたの ち、2400円まで上昇 させるなどした。	12,460,500円 -12,429,000円 =31,500円	3万円

番号	取引日	行為時間	売買の委託状況 (延べ株数)		売買状況 (株数)		株価の変動操作状況	課徴金額の算定 (※1)	課徴金額 (1万円未 満切捨て)
			買付	売付	買付	売付			
8	5月29日	10時34分～12時45分	39,000	69,000	2,800	2,800	2395円から2385円まで下落させたのち、2410円まで上昇させるなどした。	6,720,000円 -6,703,500円 =16,500円	1万円
9	6月1日	12時37分～13時23分	32,500	52,000	6,000	6,000	2505円から2525円まで上昇させるなどした。	15,113,000円 -15,081,000円 =32,000円	3万円
10	6月3日	10時34分～10時39分	52,000	0	2,400	2,400	2620円から2640円まで上昇させるなどした。	6,324,000円 -6,291,500円 =32,500円	3万円
11	6月4日	9時50分～9時54分	52,000	0	7,100	7,100	2560円から2585円まで上昇させるなどした。	18,274,000円 -18,176,000円 =98,000円	9万円
12		9時55分～10時26分	39,000	26,000	7,200	7,200	2570円から2585円まで上昇させるなどした。	18,552,500円 -18,541,500円 =11,000円	1万円
13		12時44分～12時47分	32,500	0	3,000	3,000	2565円から2575円まで上昇させるなどした。	7,966,500円 -7,956,500円 =10,000円	1万円 (※3)
14	6月5日	9時00分～9時18分	52,000	84,500	3,200	3,200	2595円から2545円まで下落させたのち、2575円まで上昇させるなどした。	8,222,500円 -8,159,000円 =63,500円	6万円
15		10時27分～12時46分	45,500	71,500	6,600	6,600	2560円から2535円まで下落させたのち、2555円まで上昇させるなどした。	16,809,000円 -16,764,500円 =44,500円	4万円
16		14時28分～14時48分	45,500	32,500	7,100	7,100	2545円から2555円まで上昇させるなどした。	18,105,000円 -18,070,500円 =34,500円	3万円

番号	取引日	行為時間	売買の委託状況 (延べ株数)		売買状況 (株数)		株価の変動操作状況	課徴金額の算定 (※1)	課徴金額 (1万円未 満切捨て)
			買付	売付	買付	売付			
17	6月8日	10時46分～10時56分	32,500	39,000	3,000	3,000	2580円から2570円まで下落させたのち、2580円まで上昇させるなどした。	7,740,000円 -7,725,000円 =15,000円	1万円
18		10時56分～13時28分	45,500	45,500	5,500	5,500	2580円から2570円まで下落させたのち、2595円まで上昇させるなどした。	14,245,000円 -14,217,500円 =27,500円	2万円
19		13時55分～14時11分	26,000	0	6,500	6,500	2570円から2580円まで上昇させるなどした。	16,770,000円 -16,749,500円 =20,500円	2万円
20	6月11日	9時12分～9時32分	39,000	65,000	2,500	2,500	2560円から2525円まで下落させたのち、2545円まで上昇させるなどした。	6,350,000円 -6,336,500円 =13,500円	1万円
21		9時32分～10時55分	78,000	32,500	800	800	2545円から2595円まで上昇させるなどした。	2,072,000円 -2,040,000円 =32,000円	3万円
22		10時55分～10時59分	0	45,500	5,000	5,000	2590円から2570円まで下落させるなどした。	12,948,500円 -12,894,000円 =54,500円	5万円
23		12時37分～14時54分	45,500	91,000	6,500	6,500	2590円から2575円まで下落させたのち、2590円まで上昇させるなどした。	16,802,500円 -16,770,000円 =32,500円	3万円
24	6月15日	9時28分～9時47分	32,500	45,500	1,600	1,600	2575円から2555円まで下落させたのち、2570円まで上昇させるなどした。	4,112,000円 -4,096,000円 =16,000円	1万円
25	6月17日	10時08分～10時59分	45,500	39,000	4,600	4,600	2555円から2535円まで下落させたのち、2555円まで上昇させるなどした。	11,733,000円 -11,685,500円 =47,500円	4万円

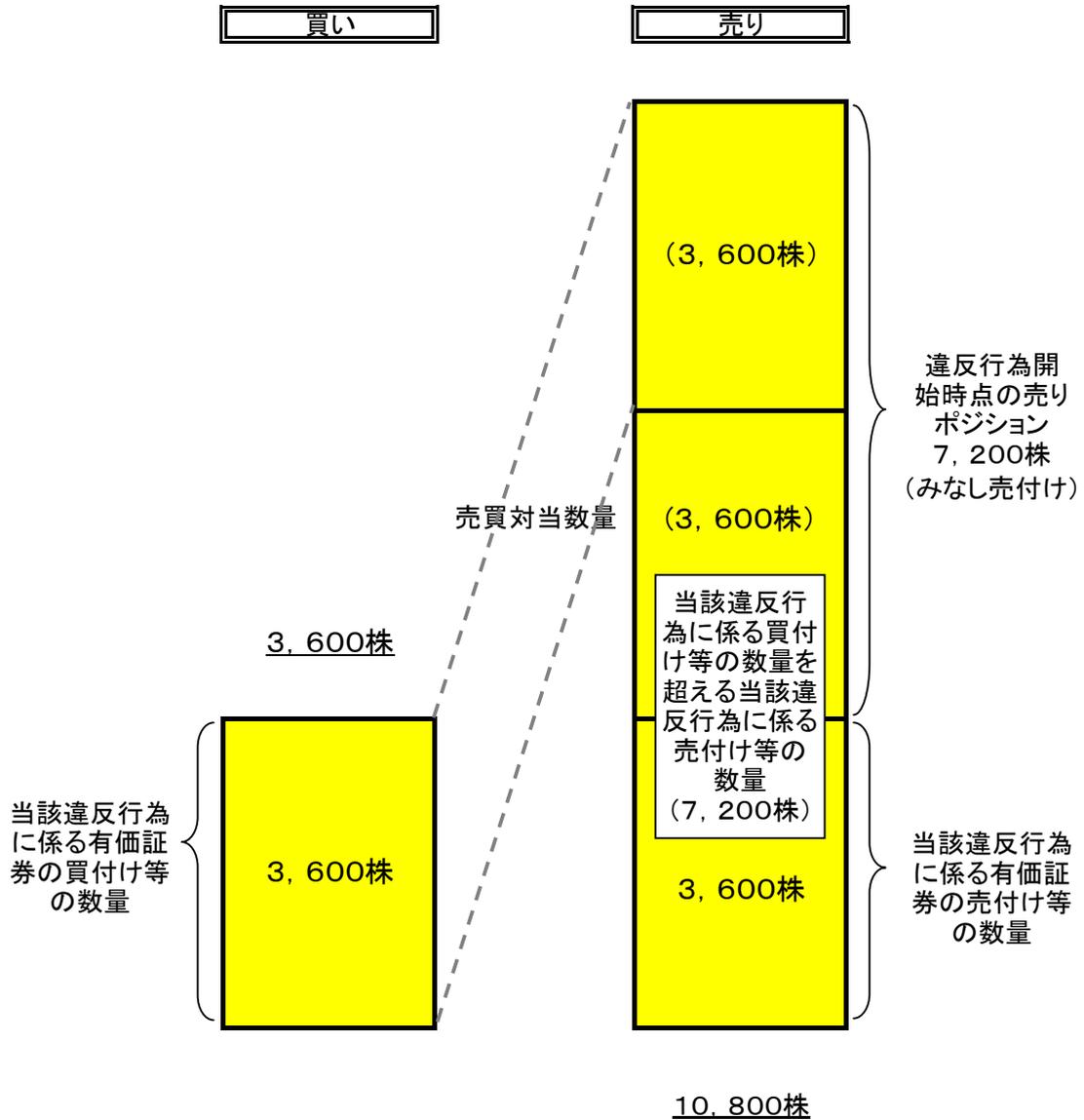
番号	取引日	行為時間	売買の委託状況 (延べ株数)		売買状況 (株数)		株価の変動操作状況	課徴金額の算定 (※1)	課徴金額 (1万円未 満切捨て)
			買付	売付	買付	売付			
26	6月18日	13時44分～14時06分	45,500	32,500	7,800	7,800	2550円から2565円まで上昇させるなどした。	19,968,000円 -19,916,500円 =51,500円	5万円
27	6月24日	9時13分～9時33分	52,000	39,000	5,000	5,000	2520円から2505円まで下落させたのち、2520円まで上昇させるなどした。	12,575,000円 -12,550,000円 =25,000円	2万円
28		10時12分～10時16分	0	32,500	3,500	3,500	2530円から2510円まで下落させるなどした。	8,826,500円 -8,802,500円 =24,000円	2万円
総計			1,118,000	1,135,000	130,800	130,800			159万円

※1：(売付価額－買付価額)＋(売付株数が買付株数を超える場合の当該超える株数に係る売付価額－当該超える株数×違反行為終了後1月以内の最低価格)

※2：当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量(3,600株)に、違反行為開始時にその時の価格で売付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に当該有価証券を有しないで売付けをした数量(7,200株)を加えた10,800株となる。
(次ページの概要図参照)

※3：当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量(3,000株)に、違反行為開始時にその時の価格で売付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に当該有価証券を有しないで売付けをした数量(100株)を加えた3,100株、当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量(3,000株)に、違反行為開始時にその時の価格で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量(100株)を加えた3,100株となる。

(例)平成21年5月27日13時9分から14時10分までの間の違反行為



Ⅲ. 開示書類の虚偽記載

開示検査の結果判明した、開示書類の虚偽記載に対する課徴金勧告案件の特色

平成 17 年 4 月に、有価証券届出書等の発行開示書類の虚偽記載が課徴金の対象とされ、さらに、同年 12 月、有価証券報告書等の継続開示書類の虚偽記載も課徴金の対象とされてから、これらの開示書類の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告件数は、31 事例・32 件となっている。

これまで課徴金納付命令勧告を行った 32 件の課徴金額をみると、最高額は 15 億 9457 万 9999 円、最少額は 165 万 9999 円となっている。

課徴金納付命令対象となった開示企業について、その上場市場及び業種別の傾向は下記のとおりである。

◎上場市場別分類

年度	18	19	20	21	22	計
東 証	1	5	3	4	1	14
1 部	1	4	2	2	0	9
2 部	0	1	0	0	0	1
マザーズ	0	0	1	2	1	4
大 証	1	4	5	3	0	13
1 部	1	1	2	0	0	4
2 部	0	0	2	1	0	3
ヘラクレス	0	3	1	2	0	6
名 証 1 部	1	0	1	1	0	3
札 証	0	0	2	0	0	2
福 証	0	0	2	0	0	2
ジャスダック	2	0	3	1	0	6
年度別勧告件数	3	8	11	8	1	31

(注) 1. 年度とは、当年 4 月～翌年 3 月をいう。ただし、22 年度は 5 月まで。

2. 重複上場については、それぞれの市場に計上しているため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない。

◎業種別

18 年度：建設業（2）、証券業（1）、

19 年度：情報・通信業（4）、小売業（2）、建設業（1）、電気機器業（1）

20 年度：建設業（3）、機械業（3）、卸売業（2）、サービス業（1）、
倉庫・運輸業（1）、情報・通信業（1）

21 年度：卸売業（3）、情報・通信業（2）、輸送用機器業（1）、小売業（1）、
不動産業（1）

22 年度：サービス業（1）

業種別では、情報・通信業が7件、建設業が6件、卸売業が5件といったところが目立つ。

上場市場別では、6取引所（ジャスダックを含む）に満遍なく対象企業が見られるが、延べ40社のうち、本則市場銘柄が24社、新興市場（ジャスダックを含む）銘柄が16社となっている。

また、これまでの開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽の記載があったとして、課徴金納付命令勧告を行った事例に係る不適正な会計処理の類型をまとめると、以下のとおりとなる。

売上高

- ・ 売上の前倒し計上
- ・ 売上の過大計上
- ・ 架空売上の計上

売上原価

- ・ 売上原価の過少計上
- ・ 売上原価の繰延べ
- ・ 架空仕入の計上
- ・ 売上原価の付替え

販売費及び一般管理費

- ・ 販売費及び一般管理費の過少計上
- ・ 貸倒引当金の過少計上
- ・ 費用の無形固定資産への付替え

営業外・特別利益

- ・ 社債の評価益の過大計上
- ・ 匿名組合清算配当金の計上
- ・ 引当金の不計上

営業外費用

- ・ 貸倒損失の過少計上

特別損失

- ・ 減損損失の不計上
- ・ 関係会社損失引当金の過少計上
- ・ 貸倒引当金の過少計上

資産

- ・ 売上債権の過大計上
- ・ 棚卸資産の過大計上
- ・ （長期）未収入金の過大計上
- ・ 前渡金の過大計上
- ・ 有形固定資産の過大計上
- ・ 無形固定資産（のれん）の過大計上
- ・ 関係会社株式の過大計上
- ・ 破産・更生債権等の過大計上
- ・ 貸付金の過大計上
- ・ リース資産の架空計上

負債

- ・ 前受金の過少計上
- ・ 退職給付引当金の過少計上
- ・ 未払金の過少計上

連結

- ・ 子会社の連結はずし

開示検査の結果、勧告に至るまでの重要な事項についての虚偽記載等は認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、自発的な訂正を行うよう促している。平成21年4月～22年5月までに行われた開示検査の結果、こうした観点から、記載内容の訂正が必要であるとして当方が指摘した主な事例について、勧告案件の個別説明の後ろ（112ページ）に掲載している。

(参考) 開示検査の運営方針について

開示検査の結果に基づく課徴金納付命令勧告については、以上で述べたとおりの実績が積み上がっているところであるが、開示制度の趣旨に照らして、開示検査をより効率的・効果的に実施し、また、事務処理の多様化を図るため、以下の運営方針に従って開示検査業務を行っていくこととする。

1. 基本的考え方

(1) 開示検査の目的

正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること
ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、資本市場の機能の十全な発揮と、市場に対する投資者の信頼を確保すること

(2) 開示検査の運営に当たっての視点

開示検査の運営に当たっては、法執行の対象が、行政的な監督の下にない約3,700社の上場会社等を始めとする極めて多数かつ多様な開示義務者であることや、証券市場を取り巻く環境が日々大きく変化していることから、以下の視点が不可欠

証券市場に関わる各種の公開・非公開情報の的確な収集・分析
検査技術、手法の改善に向けた不断の努力
関連する他の行政部門や幅広い市場関係者との連携
開示義務者等が自律的に適正な開示を行うための環境整備

2. 運営方針

開示検査の運営に当たっては、前記の開示検査の目的と視点を踏まえ、情報収集・分析、事案選定、検査実施、事案処理という開示検査業務の各段階において、開示検査の多様化と高度化に向けた取組みを行う。

証券市場に関わる各種の公開・非公開情報の的確な収集・分析

- ・ 市場内外の様々な情報を収集・分析するための態勢を強化し、自主訂正事案はもとより、隠された開示書類の虚偽記載等についても端緒を効率的に発見するよう努める。

検査技術、手法の改善に向けた不断の努力

- ・ 過去の開示義務違反行為における不適正な会計処理を分析・類型化する等により、開示検査技術、手法の高度化に努める。
- ・ 不適切な会計処理等が発覚した場合に、開示企業が設置することが多くなっている外部調査委員会等の調査結果を検証し、効率的な開示検査の実施に活用

する。

関連する他の行政部門や幅広い市場関係者との連携

- ・ 虚偽記載案件等に関する当委員会の問題意識の共有や関連情報の提供等を通じて、金融庁総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会（開示行政部門）や金融商品取引所、公認会計士協会（自主規制機関）との間で連携を強化する。

開示義務者等が自律的に適正な開示を行うための環境整備

- ・ 開示制度の本質に鑑み、開示書類に誤りがある時は、自発的訂正等により早期に適正な開示が行われるよう、開示検査等を通じて開示企業に働きかける。
- ・ 開示書類の訂正が必要とまでは至らないものの、適正開示のための内部管理態勢に問題が認められる等の場合には、検査終了時において検査対象企業に指摘を行い、以後の改善を促す。
- ・ 課徴金勧告事例集において、傾向分析を行うほか、勧告に至らなかった案件の概要を掲載するなど、掲載内容の充実を図る。

○ 事例 30

1. 発行者である会社

不動産業、東京証券取引所マザーズ上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

- ① 第 A 期半期報告書
- ② 第 A + 1 期有価証券報告書
- ③ 第 A + 2 期半期報告書
- ④ 第 A + 2 期有価証券報告書
- ⑤ 第 A + 3 期第 1 四半期報告書
- ⑥ 第 A + 3 期第 2 四半期報告書
- ⑦ 第 A + 3 期第 3 四半期報告書

(2) 発行開示書類

- ① 有価証券届出書
新株発行に係るもの（2万1,339株、株式発行価額34億9,959万6,000円）
第 A 期半期報告書を参照書類とする。
- ② 有価証券届出書
新株予約権付社債発行に係るもの（社債発行価額100億272万円）
第 A + 1 期有価証券報告書及び第 A + 2 期半期報告書を参照書類とする。

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

① 第 A 期半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	14億2,500万円	10億900万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上

② 第 A + 1 期有価証券報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	65億1,200万円	47億1,000万円

虚偽記載の主要な態様： 架空売上の計上及び引当金の不計上

③ 第A+2期半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	67億500万円	▲23億7,900万円
連結中間純損益	39億1,500万円	▲78億700万円
連結純資産額	384億9,100万円	249億6,500万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上及び引当金の不計上等

④ 第A+2期有価証券報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	11億2,900万円	▲79億300万円
連結当期純損益	▲104億1,300万円	▲261億2,500万円
連結純資産額	235億1,200万円	59億9,800万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上及び棚卸資産の過大計上等

⑤ 第A+3期第1四半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	139億7,200万円	▲11億700万円

虚偽記載の主要な態様： 棚卸資産の過大計上

⑥ 第A+3期第2四半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	60億1,500万円	▲85億6,400万円

虚偽記載の主要な態様： 棚卸資産の過大計上

⑦ 第A+3期第3四半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	10億4,500万円	▲110億1,400万円

虚偽記載の主要な態様： 棚卸資産の過大計上

4. 課徴金額

2億8,155万円

内訳(1) ① 第A期半期報告書 150万円
 ② 第A+1期有価証券報告書 401万円

③ 第A+2期半期報告書 100万円

④ 第A+2期有価証券報告書 200万円

(③④は、法第185条の7第6項の規定により300万円を按分)

⑤ 第A+3期第1四半期報告書 100万円

⑥ 第A+3期第2四半期報告書 100万円

⑦ 第A+3期第3四半期報告書 100万円

(⑤~⑦は法第185条の7第6項の規定により300万円を按分)

(2) ① 有価証券届出書 6,999万円

3,499,596,000円(発行価額) × 2/100 [1万円未満切捨て]

② 有価証券届出書 2億5万円

10,002,720,000円(発行価額) × 2/100 [1万円未満切捨て]

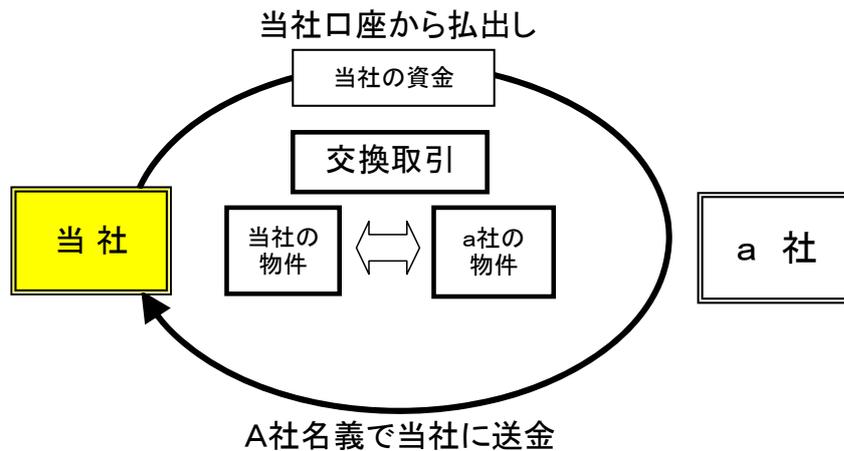
5. 本事例の特色

本件は、当社が、公表した各期の業績目標の達成を強く意識した営業活動を行う中で、その達成を優先するあまり、売上高と利益を確保するため、本来は交換取引にすぎないものを仕入取引と売却取引が適正に行われたものとして売上計上していたほか、買戻し条件付売買であるにもかかわらず売上計上を行うなどしていたほか、引当金の不計上等の不適正な会計処理を行っていたものである。

6. 具体的な虚偽記載の態様

(1) 当社は、不動産の売却について、売却先から不動産を仕入れ、差額を現金で決済する契約を予定していたが、契約の直前に売却先の資金の用意が困難になったことから、仕入物件と売却物件とをほぼ同額であるとして取引することとした。このため、本来は、交換取引とすべきところ、当社は決済の当日に当社から仕入代金として引出した資金を、そのまま当社の口座に入金して売却先から代金支払があったように装っていた。これにより、売上の過大計上を行った。

なお、交換取引により保有する物件については、簿価と時価との差額につき評価損を計上すべきところ、当社は、他社への売却等を装うことなどにより評価損の計上を回避した。



- (2) 当社は、保有する棚卸資産について、当時の当社の資金繰り、市場動向、開発計画の実現可能性から、本来は評価損を計上すべきであったが、これを行わず棚卸資産を過大に計上し、純資産を過大に計上した。
- (3) 当社は、中古マンション物件に係る不動産信託受益権（以下「受益権」という。）の売却に際して、一定の時期までに受益権を買戻す旨の覚書を締結した上で売却（買戻し条件付売買）し、本来売上計上できない売上が計上した。
- (4) 当社は、中古マンション物件の売却取引について、売上先から現金で入金されたかのように経理処理し、架空の売上を計上した。
- (5) 当社は、不動産開発事業に対する出資金とその配当について、長期未回収状態が続いたため、出資金に対する引当金の計上等を回避する目的で、当社の役員の資金を用いて当社出資金の回収と配当金の支払が行われたように装うことで、引当金の計上を回避した。
- そして、後日、当社役員が支出した資金について、当社の資金が出資先と実質的に同一の会社を経由して当社役員に返済されている。

○ 事例 3 1

1. 発行者である会社

サービス業、東京証券取引所マザーズ上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

- ① 第 A 期半期報告書
- ② 第 A 期有価証券報告書
- ③ 第 A + 1 期半期報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株発行に係るもの（1万1,600株、株式発行価額15億800万円）

第 A 期有価証券報告書及び第 A + 1 期半期報告書を組込情報とする。

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

① 第 A 期半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	3,000万円	▲3億7,200万円
連結中間純損益	400万円	▲5億3,300万円
連結純資産額	12億3,800万円	7億円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上等

② 第 A 期有価証券報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	2億5,100万円	▲3億1,400万円
連結当期純損益	7,300万円	▲5億9,200万円
連結純資産額	13億700万円	6億4,100万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上等

③ 第 A + 1 期半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	5,000万円	▲1億1,500万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上等

4. 課徴金額

3,466万円

内訳(1) ① 第A期半期報告書	100万円
② 第A期有価証券報告書	200万円
(①②は、法第185条の7第6項の規定により300万円を按分)	
③ 第A+1期半期報告書	150万円

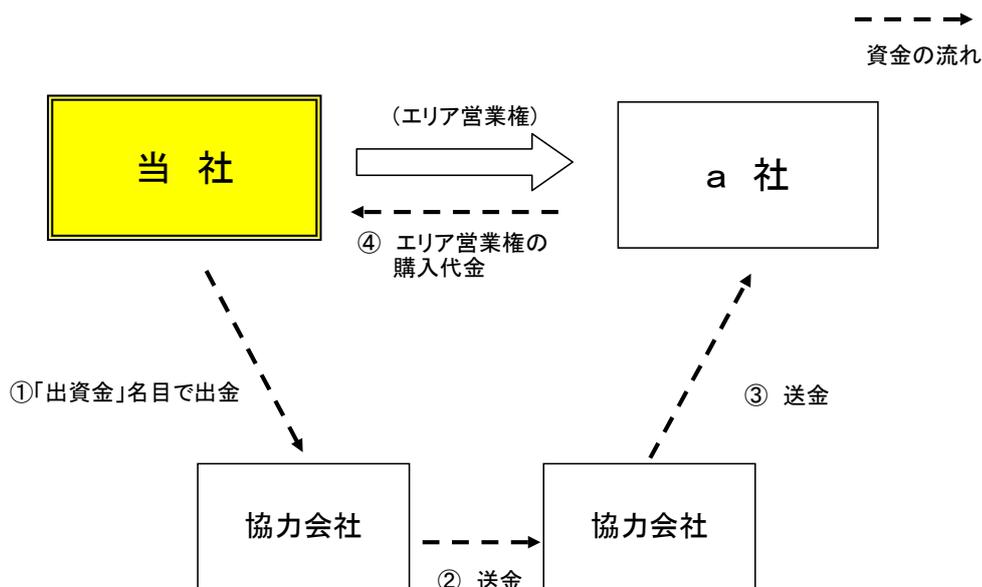
(2) 有価証券届出書 3,016万円
1,508,000,000円(発行価額) × 2/100 [1万円未満切捨て]

5. 本事例の特色

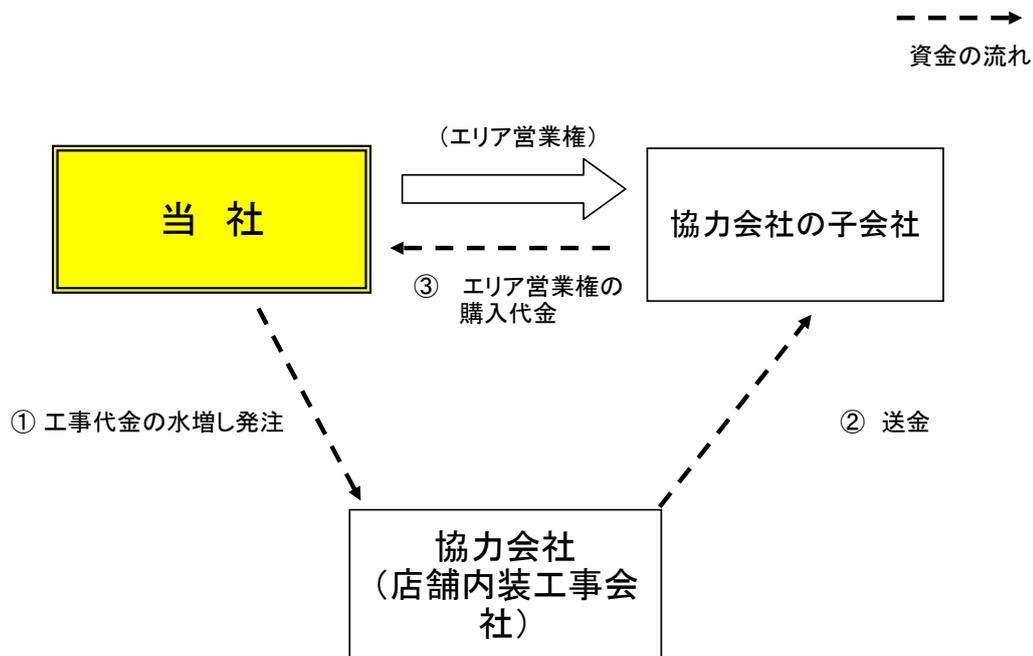
本件は、当社が、飲食店の出店に関するエリア営業権の売却取引等に際して、第三者を經由して提供した資金や工事代金に購入資金分を上乗せして提供した資金を用いた循環取引の手法などにより、エリア営業権の購入者の購入代金とすることによって、売上の過大計上を行っていたものである。

6. 具体的な虚偽記載の態様

(1) Xエリアのエリア営業権(特定店舗を当該エリア内に展開できる権利)の売却取引に際して、当社は、a社に出店の意思や資金がないことを知りながら、一時的に協力会社を經由してa社に資金提供し、当該資金でエリア営業権の購入代金に充当することとして、エリア営業権の売却が成立したかのように装い、売上を過大に計上し、不適正に利益を計上していた。



(2) Yエリアのエリア営業権の売却取引に際しては、店舗内装工事で取引のあった会社に依頼し、工事発注代金にエリア営業権の代金を水増しして購入者（協力会社の子会社）に資金を提供し、当該資金でエリア営業権の購入代金に充当することとして、エリア営業権の売却が成立したかのように装い、売上を過大に計上し、不適正に利益を計上していた。



○ 事例 3 2

1. 発行者である会社

卸売業、大阪証券取引所市場第二部上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

第 A 期有価証券報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

○ 第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純利益	▲11 億 1, 200 万円	▲15 億 1, 400 万円

虚偽記載の主要な態様： 架空売上の計上等

4. 課徴金額

3 0 0 万円

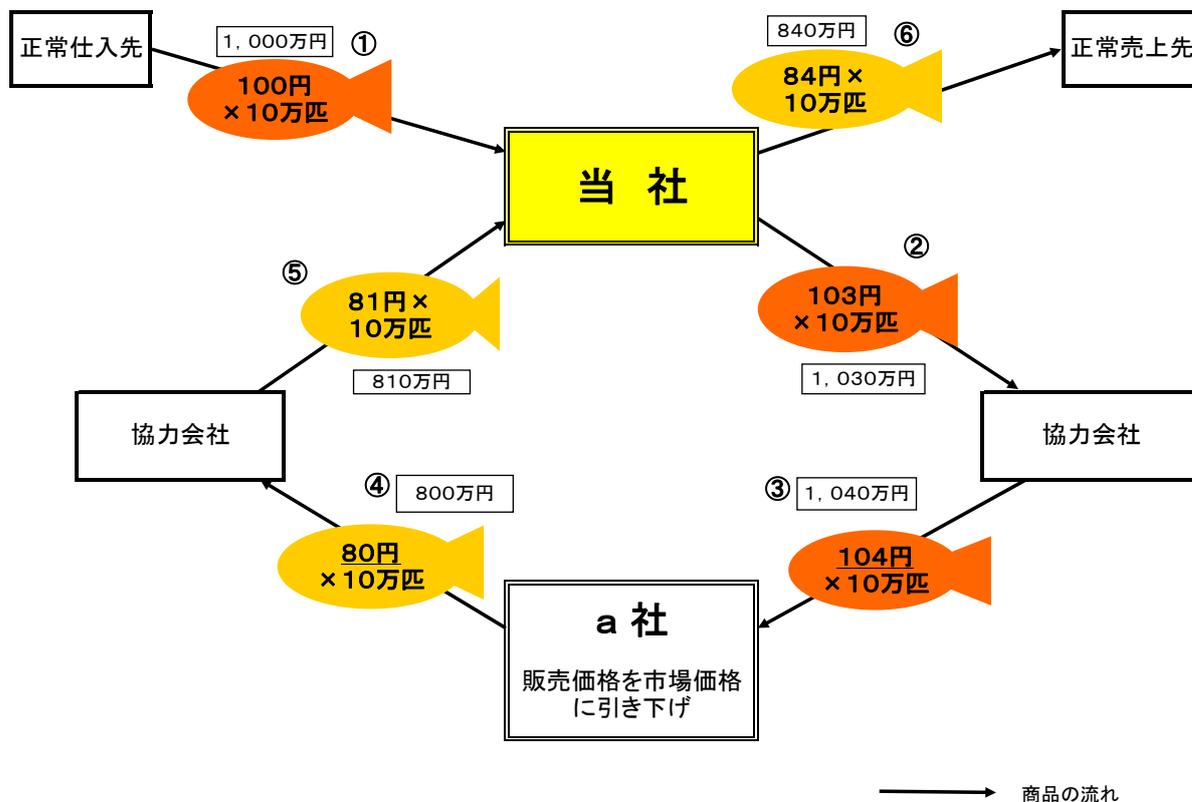
5. 本事例の特色

本件は、当社営業担当部長が自らの営業成績を上げることを目的に、主に当社と取引先との間に協力会社を介在させ、冷凍魚を用いて循環取引を行うことにより、売上高を過大に計上するなどして、不適正な会計処理を行ったものである。

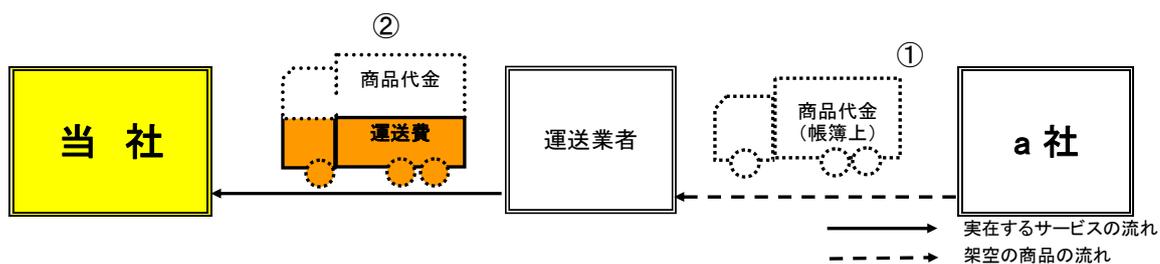
6. 具体的な虚偽記載の態様

(1) 営業担当部長は、当社と a 社との間に協力会社を介在させ、一定の粗利益率で利益を上乗せして概ね 2～3 ヶ月のサイクルで循環取引を行い、架空売上进行を計上する等により利益を捻出した。

(2) 商品相場の下落等により、当社が抱え込んだ不良在庫に多額の含み損が発生したことから、a 社との間で循環取引を行い、a 社から商品を買戻す際に販売価格を市場価格まで引き下げ、発生した含み損を a 社に付け替えた。これにより、不良在庫の含み損が顕在化せず、損失処理が回避された。



(3) 上記(1)(2)により、決済資金が不足するa社に資金を提供するため、当社は、a社から商品を仕入れたように偽装し、運送業者を介在させ、当該仕入代金を上乗せした運送費を運送会社に支払うなどして、当該上乗せした架空の仕入代金により、a社に資金を提供した。



○ 事例 3 3

1. 発行者である会社

情報・通信業、東京証券取引所マザーズ上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

- ① 第 A 期有価証券報告書
- ② 第 A + 1 期半期報告書
- ③ 第 A + 1 期半期報告書に係る訂正報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

① 第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲ 6 億 7, 700 万円	▲ 10 億 2, 000 万円
連結純資産額	33 億 1, 700 万円	24 億 7, 500 万円

虚偽記載の主要な態様： 架空売上の計上、売上債権及び無形固定資産の過大計上等

② 第 A + 1 期半期報告書（100 万円未満切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	27 億 2, 900 万円	19 億 7, 800 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上債権及び貸付金の過大計上等

③ 第 A + 1 期半期報告書に係る訂正報告書（100 万円未満切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	25 億 1, 100 万円	19 億 7, 800 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上債権及び貸付金の過大計上等

4. 課徴金額

6 0 0 万円

内訳	① 第 A 期有価証券報告書	3 0 0 万円
	② 第 A + 1 期半期報告書	1 5 0 万円
	③ 第 A + 1 期半期報告書に係る訂正報告書	1 5 0 万円

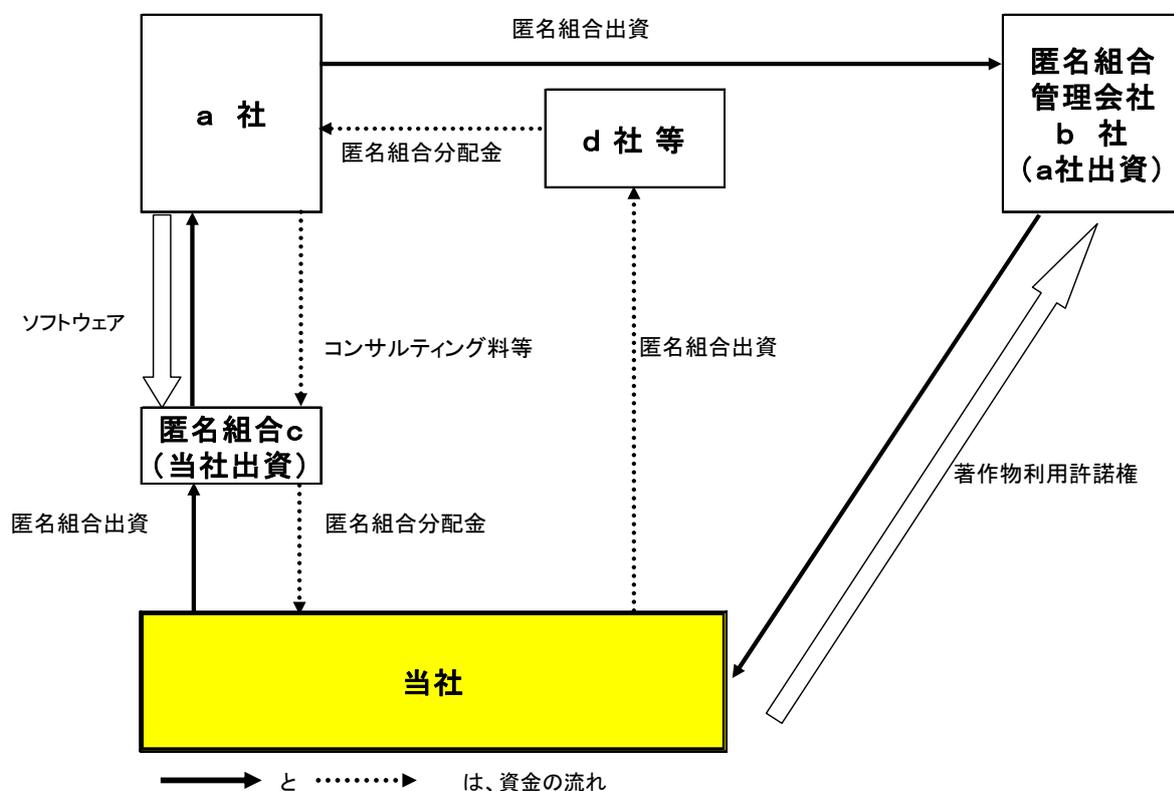
5. 本事例の特色

本件は、当社が、売上成長と株価上昇を過度に意識していたなかで、当社と複数の会社との間で、架空のコンサルティング料や匿名組合出資を通じた不正な資金循環取引を行うことにより、架空売上の計上、無形固定資産の過大計上等不適正な会計処理を行っていたものである。

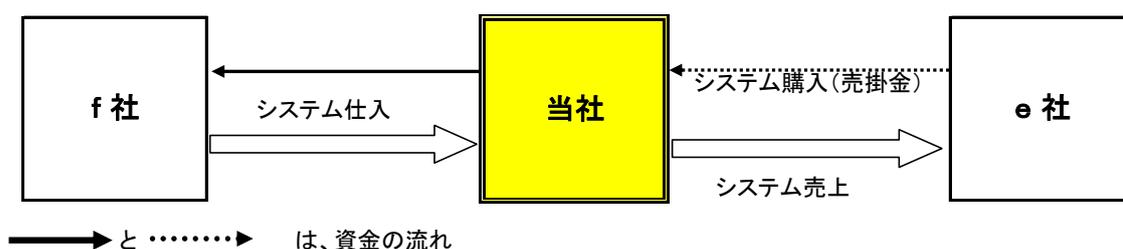
6. 具体的な虚偽記載の態様

(1) A-1期において、当社は、a社が出資する匿名組合の管理会社（b社）に対し、実態と著しく乖離した価格で著作物利用許諾権を売り上げた。一方、当社は、c社に匿名組合出資を行い、c社がa社からソフトウェアを購入したこととし、当社からc社、a社、b社、当社へと資金を循環させていた。これにより、当社は、架空売上が計上して利益を過大計上するとともに、無形固定資産（ソフトウェア）を過大に計上した。

A期には、c社がa社から架空のコンサルティング料等を受け、この資金で、当社はc社から匿名組合分配金を受けた。一方、当社は、d社等に架空の匿名組合出資を行うことなどにより、当社からd社等を通じて、a社、c社、当社へと資金を循環させていた。これにより、当社は利益を過大計上するとともに、出資金等を過大に計上した。

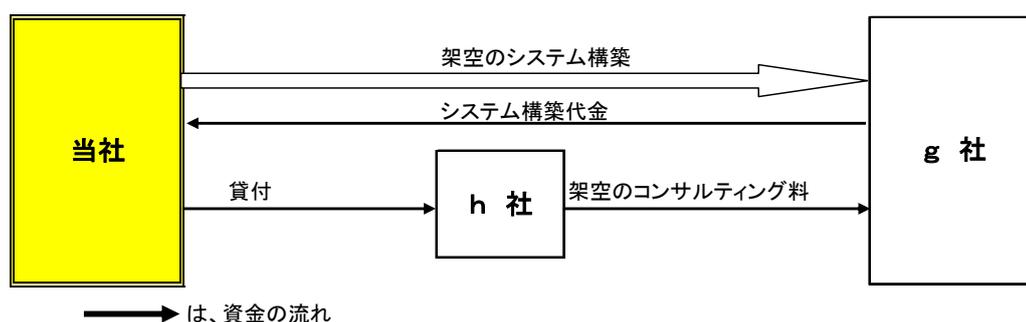


- (2) A期において、e社がf社からシステムを購入するに当たってe社から当社に資金融通の依頼があり、当該システム売買にかかるビジネスの实在性に疑義があったにもかかわらず、この取引に商社的に介入することに応じた。そして、当社は、当該システムの仕入代金を融通するとともに、e社への売上を計上した。これにより、实在性の疑われる売上を計上して利益を過大に計上するとともに、同額の売掛金が過大に計上された。



なお、a社及びe社は、社長の知人が代表取締役を務めていた会社のグループ会社である。

- (3) g社から、架空のシステム構築等を請け負ったなどとして売上を計上し、A期及びA+1期に利益を過大計上した。そして、当社と親密な関係にあるh社などに資金を貸し付け、h社等からg社のグループ会社に対し架空のコンサルティング料として支払うことにより、資金を循環させていた。



○ 事例 3 4

1. 発行者である会社

輸送用機器業、東京証券取引所市場第一部上場・名古屋証券取引所市場第一部上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

- ① 第 A 期有価証券報告書
- ② 第 A + 1 期半期報告書
- ③ 第 A + 1 期有価証券報告書
- ④ 第 A + 2 期半期報告書
- ⑤ 第 A + 2 期有価証券報告書
- ⑥ 第 A + 3 期第 1 四半期報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

① 第 A 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	194 億 2,900 万円	25 億 7,100 万円
連結当期純損益	114 億 9,900 万円	▲130 億 9,600 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の過少計上等

② 第 A + 1 期半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	97 億 2,100 万円	17 億 2,100 万円
連結中間純損益	52 億 5,600 万円	▲249 億 4,900 万円
連結純資産額	1,776 億 9,600 万円	1,147 億 7,000 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の過少計上、減損損失の不計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等

③ 第 A + 1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	234 億 5,700 万円	2 億 9,100 万円
連結当期純損益	127 億 7,000 万円	▲338 億 2,700 万円
連結純資産額	1,891 億 2,200 万円	1,097 億 100 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の過少計上、減損損失の不計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等

④ 第A+2期半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	120億1,400万円	15億6,500万円
連結中間純損益	53億2,200万円	▲52億500万円
連結純資産額	1,944億6,200万円	1,049億1,800万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の過少計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等

⑤ 第A+2期有価証券報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	248億4,700万円	17億4,500万円
連結当期純損益	110億4,600万円	▲130億6,100万円
連結純資産額	1,980億3,000万円	942億1,900万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の過少計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等

⑥ 第A+3期第1四半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	34億8,600万円	14億300万円
連結四半期純損益	14億600万円	1億6,300万円
連結純資産額	1,963億7,400万円	913億3,900万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の過少計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等

4. 課徴金額

1,816万9,998円

内訳(1) ① 第A期有価証券報告書	497万円
② 第A+1期半期報告書	190万1,109円
③ 第A+1期有価証券報告書	380万8,890円
〔 第A+1期の市場価額の総額 × 3/10万 = 5,717,062円 法第185条の7第6項の規定により571万円を按分 〕	
④ 第A+2期半期報告書	199万4,443円
⑤ 第A+2期有価証券報告書	399万5,556円

$$\left(\begin{array}{l} \text{第A+2期の市場価額の総額} \times 3/10 \text{万} = 5,995,689 \text{円} \\ \text{法第185条の7第6項の規定により} 599 \text{万円を按分} \end{array} \right)$$

⑥ 第A+3期第1四半期報告書 150万円

5. 本事例の特色

本件は、当社の経理処理について、建設仮勘定や仕掛品などから、固定資産（減価償却）や売上原価等への振替処理を適切に行わず、売上原価の過少計上、棚卸資産等の過大計上をしていたものであるほか、当社が出資する子会社に行った金融支援の引当処理や子会社としての会計処理を行わないなどの不適正な会計処理を行っていたものである。

6. 具体的な虚偽記載の態様

- (1) マフラー等の製品生産のための金型等を製作した場合、その製作に要した労務費・材料費などの製造原価は、製品の量産開始時までは建設仮勘定に計上し、量産開始時に固定資産に振り替えて減価償却を開始することとされていたが、量産を開始したにもかかわらず、固定資産への振替処理を行わずに建設仮勘定に計上したままとなっていた。
- (2) 海外子会社向けに金型等を製造し販売する場合、販売するまでは当該製造原価を仕掛品に計上し、売上計上後は仕掛品から売上原価に振り替えることとされていたが、これら海外子会社向け金型等の売上を計上しながら、それに対応する仕掛品を売上原価に振り替えず、仕掛品に計上したままとなっていた。
- (3) 自動車メーカーから受注している溶接ライン設備については、設計・仕様の変更等が長期にわたることがあり、事業年度ごとに売上高と売上原価を対応させることが困難であったことから、経理部門が、当該設備の売上原価の一部について、将来的に追加の売上があるものと勝手に判断し、費用処理を行わずに仕掛品に計上したままとなっていた。
- (4) 新しい生産ラインの性能確認・調整のための試しトライ費用等である据付調整費については、金型等と同様に建設仮勘定又は仕掛品に計上し、量産開始時等に振り替えて費用化することとなっていたが、据付調整費の根拠となる証憑の保存がなく金額の妥当性が検証できないものや、原価（労務費・材料費など）の配賦計算に合理性が認められないものを建設仮勘定や仕掛品として計上したままとなっていた。
- (5) 当社が出資するa社から、当社の執行役員らに金融支援の要請があり、当該執行

役員らは、正式な決裁手続を経ることなく、当社及び当社の子会社等を通じて資金を貸し付けたが、必要な引当処理等を行っていなかった。

また、当社が実質的に保有する a 社の議決権や、a 社に対するこのような融資の実態に照らせば、当社は、a 社を実質的に支配しているにもかかわらず、子会社と認識せず、子会社としての会計処理をしていなかった。

○ 事例 35

1. 発行者である会社

卸売業、ジャスダック上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

- ① 第 A 期半期報告書
- ② 第 A 期有価証券報告書
- ③ 第 A + 1 期第 1 四半期報告書
- ④ 第 A + 1 期第 2 四半期報告書
- ⑤ 第 A + 1 期第 3 四半期報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

① 第 A 期半期報告書（100 万円未満切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	▲16 億 4,300 万円	▲37 億 7,600 万円

虚偽記載の主要な態様： 貸倒引当金の過少計上、売上の過大計上等

② 第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲35 億 3,300 万円	▲64 億 3,700 万円

虚偽記載の主要な態様： 貸倒引当金の過少計上、売上の過大計上等

③ 第 A + 1 期第 1 四半期報告書（100 万円未満切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	1 億 600 万円	▲5 億 8,000 万円
連結純資産額	162 億 2,300 万円	126 億 5,900 万円

虚偽記載の主要な態様： 貸倒引当金の過少計上、売上の過大計上等

④ 第 A + 1 期第 2 四半期報告書（100 万円未満切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲3,000 万円	▲14 億 7,600 万円
連結純資産額	160 億 5,700 万円	117 億 3,200 万円

虚偽記載の主要な態様： 貸倒引当金の過少計上、売上の過大計上等

⑤ 第A+1期第3四半期報告書（100万円未満切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲16億5,100万円	▲35億6,100万円
連結純資産額	141億9,000万円	94億200万円

虚偽記載の主要な態様： 貸倒引当金の過少計上、売上の過大計上等

4. 課徴金額

600万円

- 内訳
- | | |
|--------------|-------|
| ① 第A期半期報告書 | 100万円 |
| ② 第A期有価証券報告書 | 200万円 |
- （①②は、法第185条の7第6項の規定により300万円を按分）
- | | |
|-----------------|-------|
| ③ 第A+1期第1四半期報告書 | 100万円 |
| ④ 第A+1期第2四半期報告書 | 100万円 |
| ⑤ 第A+1期第3四半期報告書 | 100万円 |
- （③④⑤は、法第185条の7第6項の規定により300万円を按分）

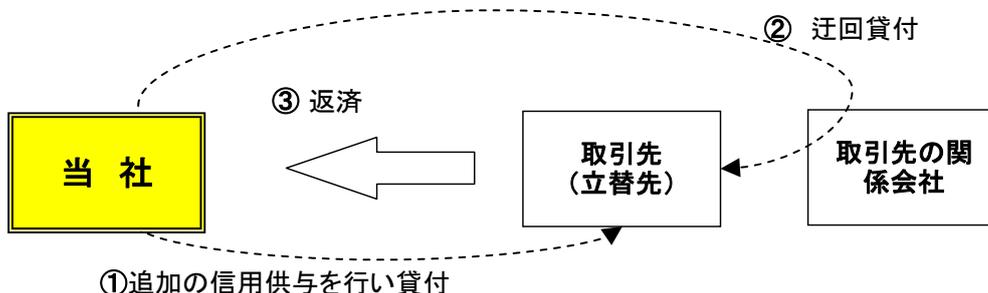
5. 本事例の特色

本件は、当社の立替金事業に関して、立替債権の回収を装うことにより、貸倒引当金の計上回避（過少計上）を行っていたほか、立替債権を得意先の関係会社や架空会社に付け替えること等により、架空売上の計上等不適切な会計処理を行っていたものである。

6. 具体的な虚偽記載の態様

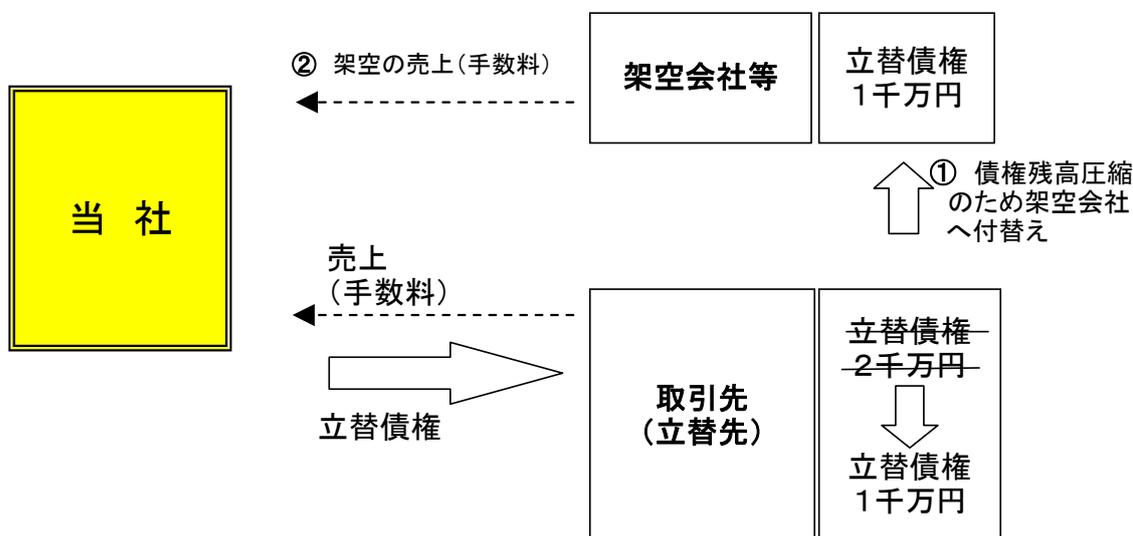
- (1) 立替金事業（取引先の小企業等が有する売掛金の早期資金化及び買掛金の一時立替払を行うことで、一定額の手数料を得る事業）において、立替債権の回収が滞り、延滞債権が増加することで債権管理上早期の回収を求められること、また、業績が悪化することを懸念し、延滞債権の顕在化に過敏になっていたこと等から、当社（立替金事業を行っていた担当部署）は、本来であれば与信の継続ができない取引先に対して、
- ① 追加の信用供与を行って資金を提供し、あるいは、
 - ② 当該取引先の関係会社への新規立替を装って資金を迂回して提供
- することにより、当該資金を用いて支払期日の到来した立替債権の返済に充てることで、債権の回収を装い、本来貸倒引当金を計上すべき延滞債権について、貸倒引

当金の計上を回避（過少に計上）していた。



(2) 立替金事業においては、債権回収のリスクに対して取引信用保険を付保していたが、取引先毎の債権残高が多額になってくると、付保されている支払限度額を債権残高が超過してしまうため、超過分の債権回収を行い、付保されている限度内に債権残高を抑えることが必要となった。

しかし、早急に債権残高を圧縮することは難しかったことから、当社は、得意先の関係会社名や架空の会社名に債権残高を付け替えることにより、取引先1件当たりの債権残高を圧縮していたもので、これにより、外形上は新規案件が発生することとなり、当該架空新規案件についても、その整合性を持たせるため、手数料（売上）を架空に計上した。



(3) 立替金事業において、業績目標達成のため、契約上に規定された以上の手数料を、顧客の同意を得ることなく過大に計上することにより、売上を過大に計上した。

○ 事例 36

1. 発行者である会社

卸売業、大阪証券取引所ヘラクレス上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

- ① 第 A 期有価証券報告書
- ② 第 A + 1 期第 1 四半期報告書
- ③ 第 A + 1 期第 2 四半期報告書
- ④ 第 A + 1 期第 3 四半期報告書
- ⑤ 第 A + 1 期有価証券報告書
- ⑥ 第 A + 2 期第 1 四半期報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

① 第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	1 億 200 万円	4,600 万円
当期純損益	6,100 万円	100 万円

虚偽記載の主要な態様： 貸倒引当金の過少計上等

② 第 A + 1 期第 1 四半期報告書（100 万円未満切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲2,600 万円	▲1 億 4,400 万円
四半期純損益	▲1,600 万円	▲1 億 4,400 万円
純資産額	6 億 600 万円	4 億 1,700 万円

虚偽記載の主要な態様： 貸倒引当金の過少計上等

③ 第 A + 1 期第 2 四半期報告書（100 万円未満切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲9,600 万円	▲2 億 1,500 万円
四半期純損益	▲1 億 4,400 万円	▲2 億 6,100 万円
純資産額	4 億 7,300 万円	2 億 9,500 万円

虚偽記載の主要な態様： 貸倒引当金の過少計上等

④ 第A+1期第3四半期報告書（100万円未満切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲1億6,600万円	▲2億7,100万円
四半期純損益	▲3億3,700万円	▲4億4,000万円
純資産額	2億8,100万円	1億1,900万円

虚偽記載の主要な態様： 貸倒引当金の過少計上等

⑤ 第A+1期有価証券報告書（100万円未満切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲1億4,500万円	▲2億4,100万円
当期純損益	▲3億6,600万円	▲4億5,900万円
純資産額	2億5,300万円	9,900万円

虚偽記載の主要な態様： 貸倒引当金の過少計上等

⑥ 第A+2期第1四半期報告書（100万円未満切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	2億6,200万円	1億1,800万円

虚偽記載の主要な態様： 貸倒引当金の過少計上等

4. 課徴金額（⑥につき新法の適用）

900万円

内訳	① 第A期有価証券報告書	300万円
	② 第A+1期第1四半期報告書	60万円
	③ 第A+1期第2四半期報告書	60万円
	④ 第A+1期第3四半期報告書	60万円
	⑤ 第A+1期有価証券報告書	120万円
	（②～⑤は、法第185条の7第6項の規定により300万円を按分）	
	⑥ 第A+2期第1四半期報告書	300万円

5. 本事例の特色

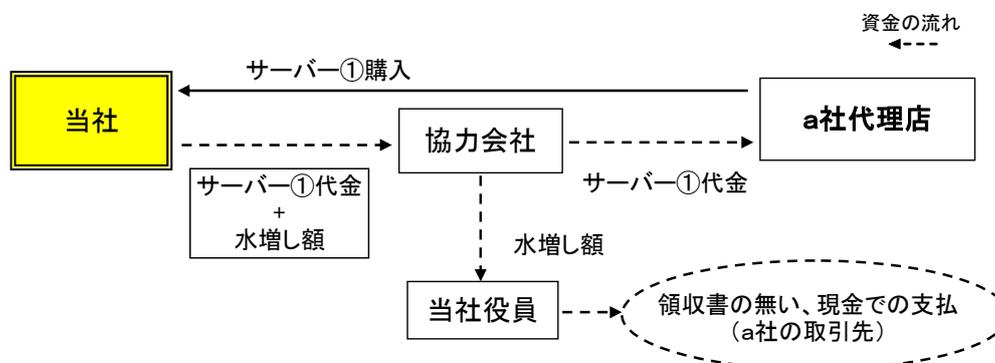
本件は、当社役員の主導により、コンピュータ（サーバー）の取得に係る取引に関連して、本来のサーバー代金に、他者から依頼を受けた取引先への支払分や金融支援（貸付金）に係る金額を上乗せするなどして実質的な貸付を行うとともに、当該貸付金に対する貸倒引当金を計上しないなどの不適正な会計処理を行っていたものである。

6. 具体的な虚偽記載の態様

- (1) 当社役員は、コンピュータ（サーバー）の取得に係る取引に関して、a社から、購入代金の一部について、a社の取引先の支払に充てることを依頼され、将来のa社との取引拡大を期待して、当該依頼を受けることとした。

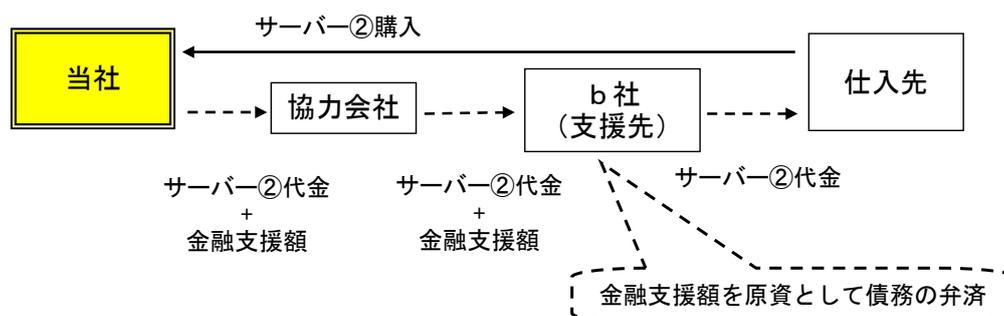
そして、コンピュータ（サーバー）の購入価格にa社の取引先への支払分を上乗せして購入し、協力会社から当社役員に当該上乗せ分の金額を還流させ、a社の取引先に支払った。

このように、コンピュータ（サーバー）の購入価格に上乗せした金額については、コンピュータ（サーバー）の取得原価として会計処理することは適当ではなく、当社役員に対する貸付金として処理することが妥当と考えられるが、当該貸付金に対して見積られる貸倒引当金が計上されていなかった。



- (2) また、当社は、別のコンピュータ（サーバー）の取得に係る取引に関して、当社役員の知人が経営しており、その保有するソフトウェアに注目していた会社（b社という。）から金融支援の要請を受け、同社が将来のビジネスパートナーとなることを期待して、当該要請に応じることとした。

そして、金融支援に当たっては、b社を経由してコンピュータ（サーバー）を購入することとし、その際、金融支援相当額として実勢の購入価格より高い価格で購入することで、b社への金融支援を行った。よって、金融支援相当額については、b社への貸付金として処理すべきものであり、当該貸付金に対して見積られる貸倒引当金が計上されていなかった。



○ 事例 37

1. 発行者である会社

小売業、東京証券取引所市場第一部上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

- ① 第 A 期有価証券報告書
- ② 第 A + 1 期半期報告書
- ③ 第 A + 1 期有価証券報告書
- ④ 臨時報告書（第 A + 1 期中に提出されたもの）

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株発行に係るもの（16 万 3,500 株、株式発行価額 123 億 3,771 万円）

第 A 期有価証券報告書及び第 A + 1 期半期報告書を参照書類とする。

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

当社が行った特別目的会社を活用した不動産流動化スキームの終了に伴う匿名組合清算配当金が発生していないにもかかわらず、これが発生したとして以下の報告書を提出している。

① 第 A 期有価証券報告書

連結財務諸表の「重要な後発事象」の注記に、匿名組合清算配当金 49 億 2,000 万円が発生していると記載

② 第 A + 1 期半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	71 億 4,500 万円	13 億 9,800 万円

虚偽記載の主要な態様：匿名組合清算配当金の計上等

③ 第 A + 1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純利益	41 億 1,200 万円	▲16 億 6,200 万円

虚偽記載の主要な態様：匿名組合清算配当金の計上等

④ 臨時報告書

本件不動産流動化スキームの終了に伴い、A + 1 期の個別決算及び連結決算において、特別利益として匿名組合清算配当金 49 億 2,000 万円を計上する予定と記載

4. 課徴金額

2 億 5, 3 5 3 万円

内訳 (1) 継続開示書類

① 第 A 期有価証券報告書	3 4 0 万円
② 第 A + 1 期半期報告書	8 4 万 5, 0 0 0 円
③ 第 A + 1 期有価証券報告書	1 6 9 万円
④ 臨時報告書	8 4 万 5, 0 0 0 円

第 A + 1 期の市場価額の総額 × 3 / 10 万 = 3, 380, 271 円
法第 185 条の 7 第 6 項の規定により 338 万円を按分

(2) 発行開示書類

有価証券届出書 2 億 4, 6 7 5 万円
12, 337, 710, 000 円 (発行価格) × 2 / 1 0 0

5. 本事例の特色

当社は、

- ① a 社について、当社の緊密者である前会長がその議決権のすべてを保有するとともに、同社の資金調達の大半について前会長が担保を提供し、さらに同社のすべての業務を当社が行う等、当社が a 社の意思決定機関を支配しているにもかかわらず、出資者を当社とは無関係の第三者に装うことにより、a 社が子会社に該当しないこととし、
- ② 当社の本店ビル及び本部ビルに係る不動産流動化スキームにおいて、当社のリスク負担割合について、その子会社である a 社が負うリスクを加えず、概ね 5 % の範囲内であるとして売却処理 (オフバランス処理) を行うことにより、
- ③ 同スキームの終了に伴い、匿名組合清算配当金が発生することはなく、これを当社の特別利益として計上することはできないにもかかわらず、匿名組合清算配当金が発生し、特別利益として計上することができる場合に該当するとして、匿名組合清算配当金を特別利益として過大に計上するなどしていたものである。

○ 開示検査の結果行われた自発的訂正の主な案件

(1) a社（東京証券取引所市場第二部上場、業種：空輸業）

a社では、生産担当者及び販売担当者が売上計上に係る社内ルールを理解・認識が不足していたため、受領書等を入手する以前に売上を計上し、また、追加業務に伴う変更契約が存在する場合に元の契約と追加契約とを同時期に一体として売上計上するという売上計上ルールが不徹底であったことから、一体として売上計上せず売上を分割計上することにより、期末における売上の前倒し計上が行われていることが判明した。

これにより、過去5年度にわたり、当期純利益等の過大計上又は過少計上及び純資産額の過大計上が行われていたことから、有価証券報告書等の訂正の必要性が認められた。

当方の指摘に対し、a社はこれを認め、所管財務局長等に有価証券報告書等の訂正報告書を提出し、受理された。

(2) b社（東京証券取引所市場第一部上場、業種：サービス業）

b社では、受託業務において、契約書に記載した内容の役務提供を実施していない、あるいは予定した内容と比較して不十分なもので役務の提供があったとは認められないものであったにもかかわらず、売上を計上していた。さらに、これらの売上代金の支払原資については、b社のグループ会社から貸付の名目で支出した資金や、b社のグループ会社による設備の購入代金に水増しして支出した資金等を循環させるなどして提供し、売上代金の回収が問題なく行われているように装っていたことが判明した。

これにより、過年度において、当期純利益、純資産額等の過大計上が行われていたことから、有価証券報告書等の訂正の必要性が認められた。

当方の指摘に対し、b社はこれを認め、所管財務局長等に有価証券報告書等の訂正報告書を提出し、受理された。

IV. 公開買付開始公告の実施義務違反

○ 事例 38

平成 20 年の金商法改正により、新たに課徴金納付命令勧告の対象となった、公開買付けの実施に係る規制のうち、公開買付開始公告の不実施について、勧告を行ったものである。

1. 買付者

投資業（外国会社）

2. 違反行為

公開買付開始公告の不実施（法第 27 条の 3 第 1 項）

3. 違反行為の状況

当社は、A 社の発行した新株予約権証券を買い付けるに当たり、買付け後の株券等所有割合が 1/3 を超えることとなり、かつ、法定の除外事由がないことから、当該買付けは公開買付けによらなければならず、公開買付開始公告をしなければならないものであったにもかかわらず、これを行わないで、当該買付けを行った。

4. 課徴金額

750 万円

（計算方法）

3,000 万円 / 9,582 個（買付価格） × 9,582 個（買付数量） × 25 / 100